

平成 17 年度 文部科学省先導的大学改革推進委託研究

各国における外国人学生の確保や
外国の教育研究機関との連携体制の構築のための取組
に関する研究

研究成果中間報告書
フランス班

平成 18 年 3 月

広島大学高等教育研究開発センター
代表 有本 章

本報告書は、文部科学省の先導的大学改革推進委託業務として、広島大学高等教育研究開発センターが実施した平成 17 年度「各国における外国人学生の確保や外国の教育研究機関との連携体制の構築のための取組に関する調査」の成果を取りまとめたものです。

序文

知識基盤社会の様相がグローバル化の様相と密接に関連しながら進行すると予測される 21 世紀は、国家システム間の共同と競争への動きが従来以上に深まるものと推察するのは難しくないであろう。知識を素材にして、知の発見、伝達、応用、統制などの営為を本業として成立する高等教育、とりわけ大学の価値や地位はますます重要性を高めるに違いないし、各国共にいかにして高等教育や大学の発展を戦略的に可能にするかを真剣に考えなければならないことは不可欠だと言えるだろう。

いずれの国の高等教育政策も注意して観察すれば、この種の取組みに早晚取組み、中期・長期の方策を計画し、実際に推進する試みを遂行している事実が観察できるはずである。とりわけ知識基盤社会がグローバル化や市場化と連動しながら進行する時代には、各国において国際協調の必要性が強まるのに加え国際競争が強まるのは必至であると見込まれるから、高等教育国際化の世界戦略が重要な課題となっていると観察されるはずである。

日本の場合も決して例外ではなく、戦後、とりわけ 1980 年代から今日に至るまで、高等教育国際化の世界戦略が大学審議会、中央教育審議会等の各種の答申によって提言されると同時に、こうした政策・計画の多くは文部科学省令によって実際の改革に具現されてきたことは、周知の通りである。例えば、大学審議会答申「グローバル化時代に求められる高等教育のあり方について」

(2000 年) や中央教育審議会答申「我が国の高等教育の将来像」(2004 年) などはその一端である。

このような世界的な動きの中で、特に高等教育国際化に先進的に取り組んできたイギリス、ドイツ、フランス、アメリカ等の欧米諸国やオーストラリアなどの国々の動きは日本の世界的戦略を樹立する場合に模範とすべきモデルになってきたことは否めないだろう。そのことは、中曽根内閣の時代に標榜された留学生 10 万人計画の数値目標が、当時留学生 10 万人を達成していたフランスをモデルとして日本の到達すべき指標として意識されたことが大きな理由であったことを想起されれば理解できるであろう。この指標はほぼ計画どおり 2000 年代初頭に達成されたが、その間に世界は新たな展開を遂げたことも見逃せないであろうし、日本は今後 21 世紀中葉に向けて新たな目標を設定して政策・計画にそれを具現することが期待される段階に到達したと言わなければならない。

留学生 200 万人の時代から将来は 800 万人の時代になると推計されているように、爆発的に拡大している留学生の質量両面に関わる動向を抜きにした国際戦略は語れない時代が到来しつつある。それは高等教育の問題であると同時に広く政治、経済、社会、文化の全域と関わり、日本の国力や国際的競争力と関

わる基本的な問題になるとみなしてさしつかえあるまい。その意味で、先進国を中心にした世界の最近の動きを的確に把握し、分析して、短期、中期、長期の高等教育政策や計画に具現することが、ますます必要性を高めていると言うほかない。それと同時に、こうした政策や計画を具体化する過程では、情報収集や調査を踏まえた的確な状況分析を行う基礎的研究がますます不可欠になっていることが指摘できるに違いないであろう。

この度、わが広島大学高等教育研究開発センターは、文部科学省「先導的大学改革推進委託研究」の委嘱を受けて、世界の主要国の高等教育政策を調査研究する研究プロジェクトに取り組むことになった。今回のプロジェクトは、主としてイギリス、フランス、ドイツを対象に所期のテーマに関する集中的な研究を行うことを目的とした。短期間ではあるが、各国へセンターのスタッフを派遣し、あるいは他の機関の専門家の協力を仰ぎながら、文献・資料収集、実施訪問調査、資料・情報・データ等の分析、報告書作成などの一連の研究活動に集中的に携わってきた。

その中で、フランス班は大場淳助教授を中心に積極的に課題に取り組むことによって、この度、その成果を中間報告することになった。内容的には、文部科学省から要望があり、具体的に提示されたガイドラインに基づいて、①総論②留学生に関する基盤調査、③その他の形態に関する基盤調査、④我が国の大学の相対的な立場と課題に関する考察、等を柱にしている。これらの角度を中心にしながら、フランスの最近の高等教育政策、高等教育国際化とりわけ留学生政策を種々の視点から重点的に分析しているところに、主たる特徴がある。

全体に、資料収集及び分析に最善を尽くし、実り豊かな報告書の完成を企図しているものの、何分、僅か3ヶ月足らずの時間的に不十分な制約条件の中で行われた研究であるが故に、必ずしも所期の目標を十分達成しているとはいえない部分がある、と言えるかも知れない。その点は、今後補完を期されなければならない残された課題であると言えよう。

最後に、この報告書は、大場助教授が短期間に精力的に研究に取り組んだ成果であり、その熱心な取組みの結晶であることを銘記して、委嘱研究プロジェクト代表者として、この場を拝借して厚く御礼を申し述べる次第である。

平成17年3月31日

広島大学高等教育研究開発センター長

委嘱プロジェクト研究代表者

有本 章

研究組織

研究代表者

有本 章

広島大学高等教育研究開発センター長・特任教授
(序文を執筆担当)

研究分担者

大場 淳

広島大学高等教育研究開発センター助教授
(序文を除く本書全体を執筆担当)

目次

序文.....	i
研究組織.....	iii
I 高等教育国際化戦略に関する総論.....	1
1. 背景等.....	1
2. ジョスパン内閣の政策.....	2
(1) 留学生受入れ拡大のための方策.....	3
ア エデュフランス(EduFrance)の設立.....	3
イ 査証及び滞在許可証発行の簡素化.....	3
ウ 奨学金制度の見直し.....	4
エ 関係機関の連携.....	4
オ 教育・文化・学術国際交流専門家の育成.....	4
(2) 報告書「高等教育の欧州モデルへ向けて」(アタリ報告).....	5
3. ボローニャ・プロセスの進展.....	6
(1) 流動性のための行動計画.....	6
(2) 2001年コエン報告.....	6
(3) 流動性拡大のための諸方策.....	7
ア 欧州単位互換制度(ECTS)の普及.....	8
イ 流動性奨学金の創設.....	8
ウ 欧州夏季大学の創設.....	8
エ 留学生受入れ審議会(学生国際流動性推進審議会)の創設.....	8
4. WTO/GATS への対応とリスボン戦略.....	9
5. 国益の視点からの高等教育国際化の検討.....	10
(1) 行動計画「フランスの魅力(L'Attractivité de la France)」(2003年).....	10
(2) 留学生受入れ政策の国際比較に関する経済社会評議会報告書(2005年).....	11
6. 課題と展望.....	12
(1) 課題.....	12
ア 留学生の受入れ.....	12
イ 研究者交流.....	13
ウ 国境を越えた高等教育.....	13
(2) 今後の展望.....	14
II 留学生に関する基盤調査.....	17
1. 学生数の動向と見通し.....	17
(1) 高等教育機関への志願状況等.....	17
ア バカロレア.....	17
イ 進学状況.....	17
(2) 高等教育機関の入学定員・在学者数.....	18
(3) 留学生.....	19
2. 留学生受入れに伴う利益.....	22
(1) 授業料等.....	22
(2) 留学生からの授業料等収入の割合.....	23
3. 大学等における留学生確保のための取組.....	23
(1) 留学生の受入れ支援.....	23

(2) 奨学金.....	24
(3) 言語学習支援.....	24
(4) 留学生入学審査.....	24
ア 入学審査手続と情報入手.....	24
イ 入学審査.....	25
a.初年次への入学の場合.....	25
b.編入学の場合.....	26
ウ 仏語の試験.....	26
エ 既修得学位の互換審査.....	26
(5) 広報.....	27
ア 大使館・EduFrance による広報.....	27
イ Web を用いた広報.....	27
(6) 生活環境の整備・健康管理.....	28
ア 宿舎.....	28
イ 健康管理・保険.....	29
(7) 卒業後の状況把握・支援.....	29
(8) 魅力ある教育研究拠点の形成.....	30
4. 大学等の教育における使用言語.....	31
(1) 仏語修得の必要性の状況.....	31
(2) 仏語以外の言語による教育.....	31
5. 広報・マーケティング.....	32
(1) 政府による留学生募集のための広報活動.....	32
(2) 国外における言語の普及とフランス教育学校.....	34
(3) 留学生来仏の支援活動.....	34
(4) 地域における国際交流活動.....	35
6. 留学の動機、留学生の学習状況、留学後の動向.....	35
(1) フランスへの留学の動機.....	35
ア 出身国と学問領域.....	35
イ フランス国内の地理的条件.....	36
(2) 学習状況.....	38
(3) 留学後の進路.....	38
III その他の形態に関する基盤調査.....	39
1. 外国大学等との連携.....	39
(1) 連携プログラムの展開.....	39
(2) 連携への支援.....	39
(3) ネットワークを活用した連携.....	39
2. 国外分校・拠点の展開.....	40
3. フランス内における外国大学等の設置状況等.....	40
4. 研究者の交流.....	41
IV 日本への示唆.....	43
参考文献.....	45
後記.....	47

第 I 部

高等教育国際化戦略に関する総論

I 高等教育国際化戦略に関する総論

1. 背景等

フランスにおいて、今日、教育の国際的開放性(*ouverture internationale*)、大学及びその他の高等教育機関の国際的評価、科学研究の競争力は、その大部分が、若年者及び学生の移動、国と国との間並びに機関間の交流を発展させる能力に依存すると認識されている¹。そして、移動や交流を発展させるための各種政策が実施され、次第に充実されてきたところである。

就中留学生(*étudiants étrangers*)²は、20世紀以来「フランス文化の国際的威光、学術研究、技術革新能力、産業と国際商業取引の活動力にとって決定的手段」であると受け止められ(Cerisier-ben Guiga et Blanc, 2005 : 5)、主として近隣の欧州諸国及び旧植民地のアフリカ諸国から多くの学生を受け入れてきた。留学生に対して、フランスは、内外無差別を原則としてほぼ無償で受け入れ、国内の学生と同様の条件で宿舍を割り当て、また優れた者には奨学金を提供し、受入れ促進を図ってきたところである。

このように重視されてきた留学生受入れであるが、フランスの高等教育機関に在籍する留学生は、1980年代末から長期的には減少傾向を示し始めた。1990年に16.1万人だったその数は1998年には14.9万人にまで低下し、特にこの期間は高等教育人口の増加時期と一致したことから、全学生に占める割合は低下し続けた。その結果、1985年に全大学生の13.6%を占めていた留学生の比率は、1996年には8.4%まで下がった³。

このような状態を危惧した当時のジョスパン内閣(左派)は、積極的な留学生受入れ政策を行うこととし、また、その政策は右派のラファラン内閣にも引き継がれ、その結果、2004年には留学生数は20.3万人にまで上昇した。しかしながら、この間に留学生が世界中で増加した結果、世界におけるフランスの地位は相対的に低下し続けた。今日、全世界の留学生のうちフランスへの留学生は、米国(30%)、英国(14%)、ドイツ(12%)、オーストラリア(10%)に次ぐ9%を占めるにしか過ぎない(Cerisier-ben Guiga et Blanc, 2005 : 5)。

他方、1998年にフランス政府招聘によるソルボンヌ会合を経て翌1999年に開催されたボローニャ会合に始まる欧州高等教育圏創設(ボローニャ・プロセス)は、留学生受入れ政策を大幅に見直すことを迫り、その結果、欧州との交流を中心とした受入れ・派遣相互の流動性向上を重視する政策へと転換していくこととなった。また、WTOやGATSへの対応が迫られるようになるのもこの時期である。

1 国民教育省の活動報告書(MEN, 2005 : 69)。

2 直訳すると「外国人学生」である。フランス国籍を有しない在仏移民等の子供も含まれるので、日本語の「留学生」とは若干概念が異なる。日本の留学生の概念に近い用語として"*étudiants étrangers non bacheliers*"や"*étudiants étrangers non titulaires du baccalauréat*"がある(いずれも「バカロレア非修得外国人学生」と訳す)。フランスの各種報告書等において外国人学生について記述する際にはバカロレア取得の有無が問われないことが多いことから、本稿では「留学生」はバカロレア取得の有無に拘わらず外国人学生の意味で用い、特に区別する場合にのみ「バカロレア非修得外国人学生」を用いる。

3 本稿における統計資料は、特に断りのない限り RERS 各年度版等の国民教育省統計資料に基づく。

更に、近年、高等教育の国際交流は、教育研究だけでなく、経済等国益にかかる諸領域からも重視されるようになってきた。1998年のアタリ報告（後述）は、高等教育国際化に関連して、「フランスは、そのエリートがこれまでより遙かに世界のことを知り、更に世界のエリートがこれまでより遙かにフランスを知ることによってのみ、世界の有力国に止まることが可能である」と述べ、学生・教員・研究者の国際交流推進を促し、更に、フランスは世界の最も優秀な学生が自然に集まるような国になることが望ましいとした。

2003年12月、フランスの競争力強化を目的として、世界の優れた経営者、研究者、学生、文化人等をフランスに惹き付けるための戦略である「フランスの魅力 (L'Attractivité de la France)」が策定され、国の競争力強化という文脈の下に高等教育国際交流が位置付くこととなった。また、2005年10月には、経済社会評議会(Conseil économique et social)⁴に「留学生受入れ政策の国際比較：目的は何か？ どのような手段で？」と題した報告書（Vuillet, 2005）が提出され、世界的な経済競争力強化や人的資源獲得の文脈において学生の国際流動性が議論されたところである。

今日、フランスの高等教育機関が直面する国際化によって引き起こされる学生等の国際移動にかかる諸条件の変化は革命的であり、その戦略は攻撃的であればならず、且つ、その実施にも効率性が求められると言われる。そして、学生等の移動に関する問題は大きく変化し、新たな対応策が求められている（Conseil national pour le développement de la mobilité internationale en France, 2004：9）。

本稿では、かかる状況を踏まえて、1990年代末以降に左派・右派両内閣によって採られた政策や各種提言を中心に概観し、同国の高等教育国際化戦略について考察する。なお、フランスにおいては、これまで「高等教育国際化戦略」等と題して関連政策の基本方針を明確に定めた文書は存在しない⁵。しかし、留学生政策を含む高等教育国際化に関する戦略を示した文書は、政府発表資料、各種報告書、その他の政策文書に数多く見て取ることができる。本稿では、それらを概観しつつ、同国の高等教育国際化戦略の輪郭を示していくこととしたい。

2. ジョスパン内閣の政策

1990年代の留学生減少を受けて、同年代末、国民教育省⁶及び外務省⁷が中心となって、それまでの留学生受入れ政策等を全面的に見直すこととし、学術国際交流推進のための諸方策が検討された。当該方策は、1998年11月にアレグル国民教育大臣及びユベール外務

4 経済・社会上の重要問題について政府の諮問に応え又はその発意によって審議する憲法上の機関。

5 学生国際流動性推進審議会（後述）が2004年秋に出した年次報告書では、「国際的開放と流動性推進に関する戦略の必要性は、それ自体が新しいものである」と述べている（Conseil national pour le développement de la mobilité internationale des étudiants, 2004：18）。また、Cerisier-ben Guiga et Blanc（2005：20）は、留学生の多様化に対応した政策の枠組として、国が「総合的行動計画(plan général d'action)」を策定すべきことを主張している。

6 フランスでは内閣が代わるごとに省庁構成が変わるため、教育行政を所管する省の名前が一定せず、また、高等教育行政所管省が初等中等教育行政所管省とは別に置かれることがある。本稿では、便宜上高等教育行政を含む教育行政所管省を「国民教育省」、担当大臣を「国民教育大臣」と記する。

7 国民教育省同様、その名称や構成は一定しない。海外協力(coopération)や仏語振興(francophonie)に関する行政が外務所管省の権限に含まれたり、独立の省が設けられることがある。本稿では、海外協力等の行政も含めて所管省（複数の場合を含む）を「外務省」、担当大臣を「外務大臣」と記する。

大臣から共同で発表され、そこには受入れ推進機関であるエデュフランス (EduFrance) の創設、査証や滞在許可証発行簡素化、奨学金制度の見直し、関係機関の連携、専門家育成等が含まれている (Allègre et Hubert, 1998)。

また、これより少し先に、アレグル国民教育大臣の諮問を受けてジャック・アタリ⁸らによる「高等教育の欧州モデルへ向けて」と題する報告書 (Attali et al., 1998) (アタリ報告) が同大臣宛へ提出され、高等教育の欧州重視への足がかりが作られた。

以下、上に述べた政策について概説する。なお、1998年11月に発表された政策には明示的には含まれなかったが、大学等内における国際交流担当部門の整備も契約政策⁹を通して促されてきたところである。

(1) 留学生受入れ拡大のための方策

ア エデュフランス (EduFrance) の設立

1998年11月、国民教育省・外務省の共同所管の公的利益団体 (GIP)¹⁰として、国及び高等教育機関によって教育普及・教育学術交流推進機関 (Agence de promotion des formations et des échanges éducatifs et scientifiques) (通称「エデュフランス (EduFrance)」) が設立された。現在、エデュフランスには殆ど全ての大学が設立者として加わっている。法令上エデュフランスの本部はニース大学内に置かれるとされるが、実際の事務所はパリにある。

エデュフランスは、これまでに大使館の文化部 (service culturel) が担ってきた高等教育に関する広報活動を効果的に行うことを使命とし、国外においては常に文化部と密接の連携の下にその外部組織として活動を展開している¹¹。また、高等教育の広報活動に関する専門性を有する職員を含む公務員以外の職員採用を進め、2006年3月現在、公務員と非公務員の比率は半々となっている。エデュフランスはの活動目的は以下の三つである¹²。

1. フランスの高等教育が提供する教育と専門知識の提供に関する国外における普及活動の推進
2. 留学生受入れの改善への貢献
3. 国際的なフランス高等教育展開への支援

これらの活動目的に基づいて、エデュフランスは国外における広報活動や潜在的留学生への情報提供、大学間交流の機会の設定の活動を展開している。更に、フランスの大学等の国外展開への支援も行っている。

イ 査証及び滞在許可証発行の簡素化

来仏する学生及び研究者の査証発給手続を簡素化するとともに、来仏後に必要とされる

8 Jacques Attali. 1943年生。1970年、国立行政学院修了後、国務院傍聴官 (auditeur au Conseil d'État)。理工科学院やパリ第九大学等の教員、ミッテラン大統領補佐官等を務め、1989年に国務院評定官 (conseiller d'État) に就任。当該報告書の作成は、1997年7月21日、アレグル国民教育大臣から国務院評定官ジャック・アタリ宛に依頼が発出されている。

9 大学等が中長期的な計画 (四年計画) を策定し、それに基づいて国と契約を締結し予算配分を受けること。

10 groupement d'intérêt public. 原則として公法上の法人で、非営利目的の活動を共同で行うことを目的とするものである。

11 大使館文化部を拡充せずに、別の組織としてエデュフランスを設立したのは、文化部において高等教育広報業務が重要視されていないこと、高等教育に関する専門性を必要とすること、公務員では得難い人材を採用できること、行政的な効率性等が理由とされる。

12 <http://www.edufrance.fr/fr/b-agence/agence01.htm> (平成18年1月17日参照)

滞在許可証についてはほぼ自動的に発行することとした。具体的には、在外公館の文化担当者が査証発給を担当する領事部に留学生教育（特に第三期課程¹³）の枠組に基づく査証申請書を提出することとし、その際領事部は申請者の収入と犯罪歴等の確認を行うだけとし、留学目的や内容については審査しないこととした。なお、フランス政府、出身国政府、欧州連合の出捐による奨学金受給者は、奨学金額を示すのみで収入審査を不要とした。

また、短期の「入試学生(étudiant-concours)」査証が新たに設けられた。当該査証で来仏した者が入学審査に合格し高等教育機関に入学した場合は、その在籍証明書を持って県庁(préfecture)¹⁴に出頭することによって、出身国に戻って長期査証を取得せずとも、滞在許可証を得ることができることとした。更に、留学生の家族（配偶者及び未成年の子供）の長期査証取得についても簡素化を図ることとした。

他方国内においては、国民教育省が所管する国立高等教育機関（以下「大学等」と言う）と県庁の連携を拡大することとし、大学等内に留学生受入れのための専門部署を設け、来仏する留学生等の行政的手続や居住等に関する支援を行うこととした。

ウ 奨学金制度の見直し

留学生向け奨学金の在り方を見直すこととされ、優先的な学術プログラムや重点交流領域と奨学金支給の連動、仏語修得に係る基準の緩和、教育的選考基準の厳格化等が図られることとされた。

1999年、外務省によって、大学等からの推薦を受けた者（第二期課程）から選抜された者を対象とするエッフェル奨学金が創設され、2004年度¹⁵までに2,200名の学生に支給された。同奨学金は、2005年度からは第三期の学生も対象とすることとし、また、経済・経営、技術科学(sciences de l'ingénieur)、法学・政治学に限られていた対象学問領域に、ナノ・生命技術、環境科学、精密化学、情報通信科学技術が新たに加わることとなった（Ceri-sier-ben Guiga and Blanc, 2005 : 21）。

エ 関係機関の連携

留学生等の受入れやその支援に直接・間接に従事している機関は数多い。その中でも、政府奨学金を担当する国立学生支援センター(CNOUS)¹⁶、機関を対象として人物交流支援を行う学生・研修員国際センター(CIES)（現在の Égide¹⁷）、教育における国際協力を行う国際教育研究センター(CIEP)の3機関は、留学生等の受入れのために密接に連携することが求められた。

オ 教育・文化・学術国際交流専門家の育成

13 日本の大学院教育に相当する課程。なお、第一期は第一・第二学年、第二期は第三・第四学年の教育課程である。

14 フランスの県庁は自治体の執行機関と国の出先機関の双方の機能を有する。県知事(préfet)は公選ではなく、大統領から任命される。

15 フランスでは年度を「2004-2005年度」のように跨る両年で表記するのが通例であるが、本稿では、日本同様に、それぞれの年度が始まる時点の年の数値で年度表記する。

16 Centre national des œuvres universitaires et scolaires。1955年4月16日の法律によって設立された、奨学金、学生宿舎、大学食堂、外国人学生受入れなどを取り扱う学生支援のための組織。傘下に地方学生支援センター(CROUS: centre régional des œuvres universitaires et scolaires)、地域学生支援センター(CLOUS: centre local des œuvres universitaires et scolaires)を置く。

17 Égide（エジド）は、学生・研修員国際センター(CIES)が二国間合意に基づく共同研究計画(PAI)の管理を主業務としていた外国人受入機関(APAPE)を2000年1月に併合した際に、改名して設立された非営利団体である。その運営資金の2/3以上は外務省から拠出されている。

留学生等の受入れ機関の整備やその連携の充実を図る一方で、関係業務に従事する者のネットワーク形成と、その専門性の向上が目指された。外務省所管下の文化サービス等に従事している職員の6割は国民教育省からの出向であることから、同省は、関係職務に必要とされる知識や能力を明確にしつつ、職員公募を行うこととした。その際、当該職員は国外で教育・文化・学術についてフランスを代表する者となることから、出身母体である教育行政と密接な関係を維持しつつ、フランスの教育制度や大学・研究機関の概要についての幅広い知識を持つこととされた。

(2) 報告書「高等教育の欧州モデルへ向けて」（アタリ報告）

アタリ報告（前述）は、1997年に21世紀の高等教育の在り方についてアレグル国民教育大臣から諮問を受けたアタリが、他の14名の大学教員や企業関係者等と共に21世紀の高等教育の在り方全般を検討し、報告書を取りまとめて翌年5月5日に同大臣宛へ提出したものである。

留学生に関して、同報告書は、大学は、進路指導、第一期での留年・退学、労働市場での評価の低いDEUG¹⁸、労働市場と乖離した一部の第二期教育、教育より研究を重視する教員、一部水準の低い研究や企業の需要に対応しない研究、少ない生涯学習機会の提供、相対的に減少した事務・技術職員、不効率な管理運営、効果のない大学評価委員会(CNE)による評価活動などといった問題を抱えており、その結果、フランスに来る外国人学生数は、欧州出身者を除いて減少していると分析している。欧州外学生の減少は、奨学金が不十分であること、フランスの学位構造（特にDEUGとメトリーズ）が国際的に認められた学位構造と合致しないことを理由として挙げている。

これらの分析を踏まえて、アタリ報告は、21世紀における高等教育の課題として、各学生がそれぞれに適切な学位を取得すること、科学的知識の進歩、将来の職務と企業家精神に対応すること、常に知識を維持すること、社会正義の促進とともに、世界への開放の促進と欧州モデルへ向けての改革を含めて合わせて7点を挙げて、それぞれについて改革の方向性を示した。

このうち、六つ目の世界への開放の促進については、フランスが世界で高い地位を占めるには学生や研究者の流動性（特に欧州内）を高めることが不可欠であるとし、また、最後の欧州モデルへ向けての改革については、フランス高等教育にかかる上記課題が、国際的視点、特に欧州を視野に含めずに進めることは不可能であって、欧州レベルでの改革が必要であるとした。そして、改革の具体的方策として次のような提言を行うとともに、フランスが率先してこれらの提言を実施するよう求めている。

1. 欧州全ての高等教育機関の学位と教育課程を収斂するような制度(système convergent)の創設。
2. その最初として、フランスの大学及びグランド・ゼコルの教育課程を他の欧州連合国の標準的な教育課程に合わせること。
3. 長期的には、全ての学生が、教育の一部を欧州連合域内の他の国で受けるようにすること。このことは、既に多く域内国で半期（セメスタ）制や単位制が採用さ

¹⁸ diplôme d'études universitaires générales（大学一般教育免状）。ボローニャ・プロセスに基づく新しい学位構造であるLMD導入以前の最初の一般大学教育課程（技術教育課程を除く第一期、2年間）を修了した者に与えられる免状（学位）である。

れ、容易になっている。

4. 複数の国で認められる又は容易に相互に認められる「欧州学位」の創設（特に、2 国間での博士学位）。
5. 学生の移動に際しての手續の簡素化。
6. 収斂の基準と共通の評価手續の確立。

なお、欧州モデルへ向けての改革を提言しつつも、アタリ報告は、その前文において、欧州各国が統一した制度を設けること (uniformiser les systèmes) は否定している。欧州モデルの中心的要素は、教育課程の整合性の確保と学位の相互認証であって、そして、それらの実現は、市場によってではなく、政府間の協力によって図られるべきであるとする。高等教育実施に対する国の責任が大きい欧州の特徴を色濃く反映していると言えよう。

3. ボローニャ・プロセスの進展

(1) 流動性のための行動計画

前述のように、ジョスパン内閣が留学生受入れ政策を打ち出した 1998 年秋から冬にかけての時期は、アタリ報告を受けたフランス国民教育大臣が同年夏に仏・伊・独・英の高等教育担当大臣をソルボンヌに招いて「欧州高等教育制度構造の調和」と題した共同宣言（ソルボンヌ宣言）を発し、翌 1999 年の欧州高等教育圏創設を目指すボローニャ宣言へと繋がっていく時期である。

この時期から、フランスの高等教育国際交流政策は欧州重視が一層明白となり、留学生受入れだけでなく自国民派遣を含む学生・研究者の双方向の流動性拡大へ重点を移していった。そして、交流プログラムを拡大するとともに、国内の大学等に欧州高等教育圏に対応した学位構造である LMD を急速に普及していった（大場, 2005a）。

2000 年 12 月、シラク仏大統領が議長を務める欧州連合理事会がニースで開催され、流動性のための行動計画 (Plan d'action pour la mobilité) が採択され、ボローニャ・プロセスのプラハ会合における決定に全面的に賛同しつつ、優先的に欧州内の流動性を高めていくこと、流動性のための財政支援を行うこと、流動性の拡大・改善を図ること、在外学修経験を相互に承認することについての具体策が合意された。また、フランス国内では、留学生受入れ方策の抜本的改革について政府の諮問を受けて検討されたコエン報告が 2001 年 7 月に提出された。

以下、コエン報告と流動性のための行動計画を受けて採られた政策について述べる。

(2) 2001 年コエン報告

2000 年、ラング国民教育大臣及びベドリヌ外務大臣は、E. コエン¹⁹に対して留学生受入れ方策の全面的な見直しを依頼した。コエンは、フランスの留学生受入れ政策全般について分析した上で対応策を検討し、2001 年 7 月、124 頁に渡る報告書（Cohen, 2001）を両大臣に提出した。「フランスにおける留学生受入れを改善するための行動計画：現状分析と提案」と題する同報告書は、留学生受入れに関する退潮傾向からの回復が認められるとしつつも制度の根本的な改革が必要であるとし、50 方策に渡る改善案を提示した。そして、この報告書はその後のフランスの留学生政策の基本方針を定めるものとなった。提案され

19 Élie Cohen. 元パリ第九大学長（1994-1999）。学長在任中に、大学長会議(CPU)の第一副議長を務めた（議長は国民教育大臣であるので、第一副議長が大学界を代表する者である）。

た 50 の方策の項目は以下の通りである。

1. 大学等の自律性と独創力の拡大を図りつつ、その国際交流計画を支援・調整する。
 - 1.1. 国際交流発展のための政策形成とその運営のための学内組織設置を大学等に促す。(方策 1～3)
 - 1.2. 留学生受入れのための学内組織の充実を大学等に促す。(方策 4～7)
 - 1.3. 留学生受入れ改善のための大学等所管省庁の支援措置を充実する。(方策 8～10)
2. 留学生受入れ政策についての情報提供・連携推進・方針策定・評価のための組織を設置又は充実する。
 - 2.1. 多様な関係者の国際政策の調和を図るための組織を創設する。(方策 11)
 - 2.2. 計画の管理・遂行を容易にする情報システムを関係者に提供する。(方策 13～23)
3. 一連の受入れ手続の整合性を確保し、それに従事する者の連携を拡大する
 - 3.1. 留学生受入れの一連の手続の整合性を確保する。(方策 24)
 - 3.2. 入学前の留学生受入れの一連の手続の整合性を確保する。(方策 25～31)
 - 3.3. 在学中の留学生受入れの一連の手続の整合性を確保する。(方策 32～38)
 - 3.4. 修了後の留学生受入れの一連の手続の整合性を確保する。(方策 39～41)
 - 3.5. 一連の受入れ手続に関与する者の連携を拡大する。(方策 42～45)
4. 留学生及び外国人研究者の住居及び生活の条件を決定的に改善するため、大学三千年紀計画²⁰を活用する。(方策 46～50)

以上のようにコエン報告の提案は多岐に渡るが、同年 8 月 29 日の記者会見で、国民教育・外務両大臣は次の方策を早急に採る意向を表明した。

1. 国民教育・外務両省との密接な連携の下で、国際交流政策策定の基礎となる「国際活動宣言(*déclaration d'action internationale*)」を大学毎にそれぞれの発意によって制定する。(両省)
2. 国際交流政策についての評価を行い、改善策等の提言等を行う審議機関を設置する。(両省)
3. 在外のフランス高校(リセ・フランセ)の修了者の進学を容易にする。(両省)
4. 労働省等の関係省庁とともに、大学内窓口の一本化と暫定労働許可証発行の簡素化を検討する。(両省)
5. 学位の外国における認知度を高めるため証書の翻訳を一般化する。(国民教育省)
6. リセ・フランセ修了者向けの「マジョール奨学金(*bourses Major*)」を創設する。(外務省)

(3) 流動性拡大のための諸方策

前述流動性のための行動計画を受けて実施された方策には、欧州単位互換制度(ECTS)の普及、流動性奨学金の創設、欧州夏季大学の創設、留学生受入れ審議会の創設等が含まれ

²⁰ 1999 年に策定された大学整備計画(2006 年まで)。図書館や食堂、宿舍等の学生の教育・生活環境改善、産学連携推進、大学国際化の推進等に重点を置いて大学整備を行うことが決められた。

る²¹。

ア 欧州単位互換制度(ECTS)の普及

欧州単位互換制度(ECTS : European Credit Transfer System)は、国外の高等教育機関の学修成果認定を容易にすることを目的として、1988年にエラスムス計画の一環として設けられたものである。ボローニャ・プロセスにおいて ECTS を普及することが合意されたことを受けて、2001年4月、ラング国民教育大臣は ECTS に基づく単位制度を3年以内に全大学に適用する方針を示した。その後の LMD に基づく教育課程は全て ECTS に基づいて必要単位等が定められることとされ、また、学位授与に際してその内容を示す学位附属書(supplément au diplôme)を交付することとされた(大場, 2005a : 182-184)²²。

イ 流動性奨学金の創設

流動性奨学金(bourse de mobilité)は、社会的基準(保護者の収入等)に基づく奨学金又は教育手当(allocation d'études)²³のいずれかの受給者を対象として設けられた流動性を促すための奨学金である。3か月以上9か月以下の留学に際して、月389ユーロ(2005年度現在)が支給される。

ウ 欧州夏季大学の創設

欧州夏季大学(universités européennes d'été)は、大学と地域が協力し、夏季休暇中に教育・文化プログラムを欧州からの学生(主として日本の大学院相当)・研究者に提供するもので、2000年から始められた事業である。参加者とプログラム提供者相互の交流を深めつつ、参加者にフランス高等教育の魅力を認めてもらうと同時に、同国の高等教育機関の国際化を促すことが目的とされる。

エ 留学生受入れ審議会(学生国際流動性推進審議会)の創設

2002年春、国民教育省及び外務省の共同省令(3月22日)によって、国民教育大臣の下に、「フランスにおける留学生受入れ状況の改善に関するあらゆる提案・勧告を行う」ことを目的とする留学生受入れ審議会(Conseil national pour l'accueil des étudiants étrangers)が設置された。同審議会は、留学生受入れに関する調査研究や関連政策の評価等を行い、年次報告書を国民教育及び外務の両大臣に提出する。審議会委員は、政府代表8名(うち国民教育省4、外務省4で、その他の省庁からは必要に応じて参加する)、教育機関代表8名(うち大学長会議4、技師養成校長会議2、高等学院会議1、教員養成センター長会議1)、関連機関から3名(エデュフランス1、CNOUS 1、Égide 1)、有識者15名の計34名で、議長は国民教育省と外務省の共同省令で任命される。事務局はエデュフランスが務める。

留学生受入れ審議会は、翌2003年秋(10月9日付国民教育・外務共同省令)、学生国

21 <http://www.education.gouv.fr/sup/lmd/presente/mobilite.htm> (平成18年1月20日参照)。これら四つが方策として提示されているが、既存のプログラムが含まれている一方で、他の政策の一環に位置付いているものもある。

22 その後、LMDは全大学で採用されるに至ったが、学位附属書についてはその形式等が定められておらず、2006年3月現在、3大学で採用されたに止まっている。

23 奨学金受給者以外を対象とした給付金で、主として親の死亡等急激な状況変化に直面した学生を対象として支給されるものである。

際流動性推進審議会に発展的に改組された²⁴。同審議会は、活動の対象に留学生の教育改善やフランス人学生の流動性向上を新たに加え、学生の受入れ・派遣双方の国際流動性を幅広く取り扱う組織となった。年次報告書は国民教育及び外務の両大臣だけでなく、高等教育政策に関する国民教育大臣の諮問機関である高等教育・研究審議会(CNESER)へも報告することとされ、また、委員には新たに9名の国会議員・地方代表も含め40名となった(有識者が15名から12名に変更されたことを除いて従前の委員構成は変わらない)。

学生国際流動性推進審議会は、2004年秋に最初の年次報告書を取りまとめ、同報告書は同年12月に公表された。同報告書は高等教育における流動性が大幅に拡大し、劇的に変化する時代となっているとの現状認識を示した上で、全ての関係者が受動的でなく率先して流動性の向上のための諸方策を推進することを促した。また、同報告書は、最優先の課題は住居問題であるとしつつ、国内の学生も対象に含めた学生宿舍の改善を求めた。更に、報告書第二部では七つの提言がなされているが、そこには、学生国際流動性に関する情報システムの改善、学生国際流動性から生じる新たな必要性への高等教育の適応、地方公共団体の関与の拡大等が含まれている。

4. WTO/GATS への対応とリスボン戦略

1994年の世界貿易機関(WTO)を設立するマラケシュ協定によって高等教育を含む教育サービスがその交渉の対象となり、高等教育の自由化についての交渉が継続的に行われてきている。他方、欧州連合域内では、教育に関する主権は各国が第一義的に保持するとされるものの、連合発足後の連合当局は補完的事項に限定されつつも教育に関する権限を有することとなった。今日、WTOで議論される高等教育の自由化は、単にフランス一国の問題としてではなく、欧州連合全体の枠組の中で検討される傾向が強まってきている。

また、欧州連合の枠組とは別の枠組で進められている欧州高等教育圏建設²⁵の過程で、加盟国は、欧州内における高等教育制度の透明性や学生・教員の流動性を高めることとする一方で、WTOで議論されている高等教育の自由化には反対する方向性を示してきている。2001年のプラハ会合では、高等教育は公共財(bien public/public good)であり公的責任(規制等)によって維持されるべきであることがコミュニケに盛り込まれるとともに、大学関係者から示された憂慮の念を受けて、サービスの貿易に関する一般協定(GATS)の原則を高等教育には取り入れないことが確認された(Vuilletet, 2005: 89)。高等教育が公的責任の一部であることは2003年のベルリン会合²⁶及び2005年のベルゲン会合でも再確認されている。

フランスは、ボローニャ・プロセスにおいて、高等教育についての公的責任を最も強く主張した国の一つである。プラハ会合の後に発表された国民教育省コミュニケ(2001年5月25日)は、ラング国民教育大臣の提案によって高等教育の公共性に関する文言(前述)が盛り込まれたことを伝えている。高等教育を公共財と位置付ける同国において、WTOで議論されている高等教育の自由化は基本的には受け入れ難く、前述1998年のアタリ報

24 この改組は主として政権交代によってもたらされたものである。

25 但し、欧州連合もその構成員に含まれている。

26 この会合では、欧州高等教育質保証ネットワーク(ENQA)に対応して、国内制度の整備を行うことが合意された。フランスからは、大学評価委員会(CNE)と技師称号管理委員会(CTI)がネットワークに加わっている。

告でも見られたように、その立場は一貫している。

その一方で、世界的に競争力のある知識経済の追求を謳った 2000 年のリスボン戦略にフランスも加わっており、欧州高等教育圏建設もその戦略に位置付くと同国では受け止められている (Vuilletet, 2005 : 90)。今後、フランスは、WTO で議論されるような自由化は避ける一方で、欧州高等教育圏の枠組の中で質保証や共通の学位構造の設定 (LMD の普及)、人的流動性の拡大といった活動に従事していくものと思われる。

5. 国益の視点からの高等教育国際化の検討

(1) 行動計画「フランスの魅力(L'Attractivité de la France)」(2003 年)

2003 年 6 月、ラ・ボールで開催された第一回国際投資世界会合で、ラファラン首相は優秀な人材の引き寄せ、国際的な投資の誘致といった政策方針を打ち出した。「フランスの魅力」は、当該方針に則って、同年 12 月 11 日の大臣会合 (閣議) において決定された競争力強化のため一連の行動計画である。

計画は多岐に渡るが、世界において文化や科学の面でフランスについてよい印象を得ること、外国人エリートの間でフランス最良を増やすこと、外国企業を誘致することが主たる目標とされた。そのうち、優れた研究者を誘致する方策として次の五つが構想されている。

1. 最も優秀な研究者の獲得による研究組織の強化
 - ・ 最も優れた研究者にふさわしい国際標準的な給与の支給
 - ・ 特に優れた研究者招聘のためのプログラム
 - ・ 将来性のある若手研究者招聘のためのプログラム
 - ・ シャトーブリアン奨学金(bourses Chateaubriand)²⁷による国際的な研究組織の充実
2. フランス人博士号取得者の帰国支援
 - ・ フランスにおける研究費の支給
 - ・ 就職支援のための Web サイト(www.emploi-scientifique.info)の設置
3. 特定領域 (ミクロ・ナノ技術や生命科学等) の研究・革新拠点の強化と国際的発信の充実
4. 保持者に様々な支援が与えられるカスレー財団(Fondation Kastler)²⁸発行「招聘研究者カード(carte de chercheur invité)」の普及
5. フランスと外国の研究組織間の交流による若手研究者の移動支援～「統合行動計画(Programmes d'actions intégrés : PAI)」²⁹の拡大欧州におけるネットワーク化と日

27 特定国の博士号取得者をフランス国内の研究施設 (大学内を含む) に受け入れるための奨学金 (最長 12 か月)。2005 年度現在、カナダ、米国、イスラエルが対象となっている。

<http://www.emploi-scientifique.info/visualiser-actu.php?id=83> (平成 18 年 1 月 24 日参照)

28 1993 年に科学アカデミーによって設立された基金。主として国及び地方政府からの予算によって、外国人研究者招聘とそれらの研究者との帰国後の関係維持のための活動を行っている。本部ストラスブール。

29 外務省が国民教育省等と連携して実施する二国間の共同研究支援事業。関係両国の研究組織の共同提案に基づいて、両国政府の財政的支援によって実施されるもので、新しい共同研究が主対象である。2003 年は、欧州や北アフリカ、アジア等の国々と 51 の計画が実施された。2004 年からは、一部の計画に第三国の研究組織を含めることが可能となった。

本、韓国、マレーシア、オーストラリアでの発展

また、留学生に関しては、フランスを科学・技術及び経営領域の修士課程学生を欧州で最も多く受け入れる国とすることを目的として、次のような方策が採られることとされた。

1. 学生国際流動性推進審議会(CNDMIE)の設置（前述）
2. CNDMIE の提言の実施（特に以下の分野について）
 - ・ フランスの高等教育の学修成果についての国際的流通性拡大
 - ・ 学生の国際流動性支援のための諸方策の連携
 - ・ 学生宿舎の改善
 - ・ 留学生のための流動性奨学金プログラム運用の改善
3. その他の措置
 - ・ 大学間の国際連携への支援
 - ✓ 大学教員招聘及び国際セミナー開催の支援
 - ✓ 米国との大学間交流推進（学生招致及びコンソーシアム形成）のための基金創設
 - ・ 優秀な学生を招致するための方策の大幅な拡大
 - ✓ エッフェル奨学金の拡大
 - ✓ 優秀な留学生に限定される奨学金制度の創設と候補者選抜のための省庁間連携
 - ✓ 言語上の要件緩和と英語で行われる教育のエデュフランスによる広報
 - ✓ 大学教育や研究拠点の広報の充実
 - ✓ 外国に展開しているフランスの高等教育機関における優良実践例を参考にしつつ、教育と学位の質保証と修士・博士課程留学生の招致を支援するための手引書の作成
 - ✓ 外国で受けたバカロレア取得者の大学登録の簡素化
 - ✓ インターネットを活用した留学生の志願手続の簡素化
 - ✓ 北京への言語・教育評価センター(centre d'évaluation linguistique et académique)設置と留学生の事前審査の実施

2005年2月7日、第二回の「フランスの魅力」に関する大臣会合が開催され、35の新たな方策が決定された。方策は、三つの領域に分類されるが、その第一は「最も優れた学生を惹き付ける」であり、第二は「国際的に著名な研究者を惹き付ける」であって（ちなみに第三は、主として経済投資を対象とした「“戦略的機能”を一層惹き付ける」である。）³⁰、前回の大臣会合で決定された政策以上に高等教育の国際交流が一層重要な位置を占めることとなった。

（2）留学生受入れ政策の国際比較に関する経済社会評議会報告書（2005年）

2004年11月、経済社会評議会の渉外部(section des relations extérieures)は、「留学生受入れ政策の国際比較：目的は何か？ どのような手段で？」について調査を行うことが執行部から委嘱された。調査結果の報告書（Vuilletet, 2005）は、ギョーム・ビュイユテ³¹によつ

30 Communiqué du premier ministre « Séminaire gouvernemental sur l'Attractivité ».

31 Guillaume Vuilletet. イル＝ド＝フランス州議会議員。2003年9月から2年間経済社会評議会

て2005年10月に評議会に提出され、翌年1月に一般公表された。同報告書は、今日、学生の国際流動性は市場原理や資源確保という観点から論じられるようになり、国と国との間の経済競争の主要な争点となっているとの認識を示しつつ、「国に役立つ学生の国際流動性」と題する第一章において、「国益に役立つ学生の国際流動性」、「受入れ国外における威光発揚の立役者である留学生」等に言及し、流動性拡大にかかる課題や改善案を提示した。

6. 課題と展望

(1) 課題

以上に見たように、1990年代の留学生減少、ボローニャ・プロセス、世界的経済競争等へ対応するため、フランス政府は多大な資源を投入してきた。しかしながら、今日においても、学生の流動性を始めとする高等教育の国際化に関しては数多くの課題が認識され、また、米国や英国、ドイツと較べてもその政策は見劣りすると受け止められている(Vuilletet, 2005 : 157)。

ア 留学生の受入れ

2005年の国会上院報告書(Cerisier-ben Guiga et Blanc, 2005)は、留学生受入れに係る課題について、フランスの大学の国際的魅力欠如、査証発給上の障害、留学生受入れ審査上の課題、留学生到着時・就学時の諸問題の四つの項目に分けて指摘している。その中には大学の魅力向上のように高等教育政策全般に関わるもので直ちに解決することが困難な課題も含まれるが、大半は政府が従前から高等教育国際化推進の文脈の中で取り組んできた課題である。今日においても、留学生受入れについて一層の努力が求められていることが窺い知れよう。

以下に当該報告書の結論(45頁)で述べられた提言を記する。なお、報告書は、これら以外に、大学間の統合によって資源の集中化を図ることによって魅力を向上すること、地方公共団体が留学生受入れを積極的に支援すべきこと³²を指摘している。

- ・ 大学における国際流動性に関する基本方針を定めた法律を制定し、地方公共団体の参加を得つつ、首相の下で関係省庁が連携してその実践に当たる。
- ・ 留学生の受入れ(個別又は大学間協定に基づく)を拡大するとともに、特定の需要に対応できる任意利用の有償サービスを導入することによって受入れの改善を図る。
- ・ 途上国の学生に対して、来仏前の教育・進路指導・選抜を行う。特に、大学間協定に基づく第一期課程教育を出身国において優先的に行う。
- ・ 大学集中地区(pôle universitaire)における国際交流部門の共通化を図る。
- ・ 留学生受入れの共通窓口を計画的に整備する。

後に述べるように、フランス高等教育の国外における広報活動や留学生を対象とした奨学金の取扱いに従事する機関が多数あり、それらの間で連携が図られていないことが課題とされている。2005年の経済社会評議会報告書(Vuilletet, 2005 : 122-123)は、ブリティ

委員を務めた。

32 近年、地方公共団体が、地域開発を促進するための人材開発の観点等から、留学生の派遣・受入れに積極的に取り組む団体が出てきている。ローヌ＝アルプ州は、最も積極的にそれに取り組む州として知られる。

ッシュ・カウンスルのような統合的機関を設置することは不要で非現実的であると述べつつも、現在、来仏する以前に接触しなければならない機関が多過ぎ、しかも、それらの機関間の連携が図られていないことを指摘している。更に、同報告書は、現在同国が有している組織は十分に世界に展開されているものの、活用の面では甚だ不十分であることから、機関間の連携、編成、資源配分等の見直しを促している。また、英国やドイツと比較して、フランスは言語教育や文化普及に多大な投資をしている半面、高等教育の国際的な普及については不十分であることも併せて指摘している。

他方、受け入れた留学生の質や地理的多様性も課題である。例えば、2005年の経済社会評議会報告書（Vuilletet, 2005 : 130-131）は、大学第一期に入学した学生の落第率はフランス人学生に較べて4割高いこと、留学生の出身地が特定の国に偏りがちであること、大学第三期・博士課程に在籍する学生の数が減少してきていることを指摘する。一部の奨学金（例えばエッフェル奨学金）を除いて、国は特段留学生の質の在り方に関して特定の方向性を示していない。しかしながら、大学における留学生の落第率が極めて高く、他国に類例を見ないことから、単に落第の問題だけではなく、入学前の進路指導、入学後のフランス社会や大学生活への溶け込み(intégration)の問題も含めて、留学生の質について全般的に検討すべきことが指摘されている（同 : 135）³³。

イ 研究者交流

研究者交流に関しては、学術研究の国際性に鑑み、当然に推進すべきものとして政策担当者からは受け止められており、様々なプログラムが提供されてきた。

今日、高等教育の国際化の観点から最も大きな課題の一つとして受け止められているものの、大学教員採用の問題がある。すなわち、フランスにおける教員採用制度がフランス国内における評価に基づき、フランスで教育・訓練を受けた者を採用することを前提としている一方で、国外においては全世界を対象として優秀な者を採用する傾向が強くなってきていることである。この点は、大学教員だけでなく、公務員の身分を有する他の国立研究機関の研究者についても同様に当てはまることである。すなわち、フランス人教員で優秀な者が国外に移動することがある一方で、同時にフランスにおいても国外から優秀な者を採用することができなければ、フランスの大学等における教員の質が低下することは避けられないことは明白である。

1998年の前述アタリ報告は、国の卓越性は世界から優れた専門家を呼び寄せる能力に依存するとしつつ、ビザ取得の容易化、滞在費の拠出、満足しうる給与と労働条件の提供、英語での教授の容認、研究組織への参画、国際的競争力を維持・拡大できるような資源の研究組織への提供を通じて、フランスの大学が優秀な外国人研究者を採用するよう努めることを促したところである。また、博士課程に優秀な学生を集めるための諸政策（前述）は、若手を対象として優秀な研究候補者を獲得するための方策と位置付けられよう。

ウ 国境を越えた高等教育

他方、今日、留学生受入れや研究者交流だけでなく、高等教育機関の国境を越えての移動やインターネット等を活用した国外への教育プログラムの提供やフランス国内での外国教育プログラムの履修といった新しい形態の高等教育の国際化への対応も必要になってき

33 留学生の落第率が高いことについては、フランス人学生同様に、主として進学指導上の問題であると大学人からは受け止められている。第一期課程学生（フランス人学生・留学生）の落第率が高いことについては国会でも社会的問題として取り上げられているが、大学人には大学教育や学生支援上の問題であるとする意識は希薄である（大場, 2004a）。

ている。このような形の国際化は商業ベースで行われることが多く、公役務(service public)と位置付けられる大学教育の枠組には入りきらないことが殆どであって、これまでとは異なった対応を政府に迫っている。フランスの高等教育関係者には、同国の高等教育機関が外国に進出し、収入を得る可能性を否定しないものの、現地で高い学費を徴収することに抵抗感を示す者が少なくない。

既に海外展開しているフランスの高等教育機関は少なくないが、殆ど個別の交渉・合意に基づいて海外高等教育機関が設立されたものである。国民教育省は、大学等やその他の高等教育機関に対して海外展開への支援を行っておらず、積極的に推進する立場を示していない。しかしながら、エデュフランスは海外に展開を希望する高等教育機関の支援を、主として情報提供や関係者の仲介を通して行っている。2006年に合意されたパリ第四（パリ＝ソルボンヌ）大学のアブダビ（アラブ首長国連邦）への進出³⁴は、エデュフランスのこうした支援を受けたものである。

（2）今後の展望

今日、政治や経済、文化といった人間社会のあらゆる活動領域で、国際化・世界化が進展している状況が認められる。それらの活動の中核的担い手となる人材を育成し、社会発展の基礎となる科学技術研究を行う高等教育が、こうした国際化・世界化の傾向から免れることができないことは言うまでもない。高等教育が今後の社会発展の鍵の一つであると認識されるようになり、それに対する国民の関心も次第に高くなってきている。将来の経済競争力維持のため、各国政府は研究・革新の潜在力向上を目指して科学技術人材確保のための方策に取り組んでおり、フランスも例外ではない（Groupe de projet Saraswati, 2005 : 10）。

高等教育国際化の将来を予想するのは困難であるが、首相直属の調査機関である事務総局計画総庁(Commissariat général du Plan)³⁵が2005年に策定した「2020年の学生と研究者：国際流動性とフランスの魅力についての諸論点」と題する報告書（Groupe de projet Saraswati, 2005）（以下「サラスバティ報告書」と言う）が、高等教育の国際化を含む国際流動性の近未来について検討しているので、その概略を紹介することで今後の展望に代えることとしたい。

サラスバティ報告書は、2003年に事務総局計画総庁内に設置されたモアメド・アルフィ(Mohamed Harfi)を長とするサラスバティ計画班(Groupe de projet Saraswati)が、2020年にかけての学生や研究者等の国際流動性について調査研究した結果をまとめたものである。同報告書は、冒頭において、今後10年間に於いて学生・研究者（技術者）の国際流動性を拡大する要因として次の七つを挙げた（10-11頁）。

1. 先進国における研究者人口の高齢化による世代交代
2. 先進国における研究開発投資に対する大胆な中期的計画
3. 科学領域における学生減少に起因する研究者の人材供給源の縮小
4. 自律的な学生・研究者の国際流動性の拡大

34 本合意は、パリ第四大学学長とアラブ首長国連邦高等教育・科学研究大臣の間で、アブダビにパリ第四学部が高等教育機関を設立する旨、同年2月19日に合意されたものである。

35 事務総局計画総庁は、2006年3月、戦略分析センター(Centre d'analyse stratégique)に改組された。

5. 国境を越えての高等教育提供といった新たな形態の国際化
6. 研究機関間の連携や研究者間の国際ネットワーク形成といった国際交流・協力の拡大
7. 企業における研究開発の国際化

サラスバティ報告書は、第一に、国際流動性拡大の結果、優秀な研究者を獲得するための競争、科学技術領域における留学生への関心の増大、各国の研究開発人材を伴うような外国からの投資の誘致政策の展開といった点に主要な影響が出るものと予測している。そして、国際流動性の拡大は高等教育・研究制度にとって不可欠であるとしつつ、国際流動性の主要な目的として、科学技術労働者市場の充足（目的1）、国の競争力向上（目的2）、世界におけるフランスの影響力の維持拡大（目的3）、開発支援の手段（目的4）の四つを位置付けた。その上で、同報告書は、国際流動性と魅力に関する戦略的で整合性のある政策の策定が求められるとし、上記四目標に照らしつつ、2020年までに国際流動性に関して考え得る五つのシナリオを描いた（137-158頁）。

1. 研究・革新制度の国内自給自足（制限的な留学生受入れ、科学技術労働者の少ない移動と管理）
2. 情報に通じた者(*initié*)を対象とした国際化（機会が与えられた者による留学、若手研究者にはほぼ限られた流動性）
3. 主としてアングロ＝サクソン型に基づいた流動性（一極集中的な流動性、研究者の国際的キャリアの可能性）
4. 世界化と地域化（留学生獲得競争、研究労働者の域内における高い流動性）
5. 世界化と高等教育・研究制度統合（研究者の国際的キャリアの確立、高等教育制度の統合と学生の「放浪生活」）

五つのシナリオは、国内高等教育・研究制度の開放度と国外制度との同質化の程度に基づく分類である。報告書はシナリオ1と2は目的2で示された国の競争力向上の観点からは採用し難いとする一方で、シナリオ3は、フランスにとっては望ましくないとしつつも、米国や英国、豪州等のアングロ＝サクソン諸国が半数以上の留学生を受け入れている現状に鑑みて、これらの国々が留学生や研究者等の受入れを制限しない限り現実化する可能性が非常に高いと見ている。仮にこれらの諸国が留学生受入れを制限する場合は、多極化した構造となって、シナリオ4に近付くと考えている。当該シナリオとシナリオ5は、多様性が維持される点から、目的3（フランスの影響力の維持拡大）に適うものと考えられている。また、シナリオ4は地域間連携の進展に伴って最も可能性が高いと考えられており、4割の確率で実現されると見られている。ちなみに、シナリオ3は3割、その他のシナリオは各1割で起こり得ると予想されている。

しかしながら、サラスバティ報告書は、シナリオ4及び5によっても目的1（科学技術労働者市場の充足）は困難であり、また、いずれのシナリオによっても国際貢献に関する目的4は達成できないと指摘する。その上で、同報告書は政府の採るべき方策として次の六つを示した。

1. 関連政策における目標・優先順位の設定と資源の共有化を伴う全ての関係者の参加確保

2. 科学技術人材の労働市場の構造調整（大学における科学教育手法の革新、修得経験認定(VAE)³⁶の活用）
3. 需給予測に基づく科学技術人材の労働市場への計画的供給（国外からの採用、出国者の帰国促進）
4. 高等教育・研究制度の機能改善（四年契約の活用、整合性ある受け入れ体制構築、大学と研究機関等との連携、国外への教育提供、大学間コンソーシアムや官民連携の推進）
5. フランスの知識に基づく欧州(Europe fondée sur la connaissance)への統合推進（欧州域内間の流動性促進、欧州内高等教育評価制度への参画、科学技術人材の欧州労働市場の形成、退職手当の欧州共通化）
6. 国の責務である開発支援の手段としての国際流動性の拡大

サラスバティ報告書は、国際流動性における最大の課題を科学技術人材の充足と捉えつつ、現状では予想される不足解消は困難であって、主としてその改善のための方策を実践することを政府に促してたところである。

もっとも、その実現可能性に関しては、提案された方策は多方面に渡っており、大学の教育や管理運営の在り方全般の見直し、海外展開、密接な大学間連携をも含んでいることから、その達成は容易ではないと考えられる。単に高等教育の国際化の文脈の中だけで検討されるべき問題ではなく、高等教育・研究政策全般についての検討を加えながら、漸次進められていくことであろう。

実際、例えば提言された密接な大学間連携一つを取り上げても、2003年の高等教育機関自治法案（後の大学改革法案）に関する検討において、それが大学間の統合に繋がるとして学生や教職員から強い批判を受けたように（大場, 2006a）、大学の在り方の変革を伴う改革は容易ではない。特に公役務としての高等教育や大学の自治の在り方に係る検討と密接に関連を保ちながら、高等教育の国際化についても慎重に推進を図っていく必要があるであろう。

36 validation des acquis de l'expérience. 申請に基づいて、申請者の社会における活動経験を大学が評価し、相応すると判断される学位認定や単位認定を行ったり、上級の教育課程への修学を認める制度。目的となる学位・教育課程に関係する活動を最低3年以上行っていることが条件とされる。

第Ⅱ部

留学生に関する基盤調査

II 留学生に関する基盤調査

1. 学生数の動向と見通し

(1) 高等教育機関への志願状況等

本節では、大学を始めとする高等教育機関への志願者数、入学者数、進学率の動向や見通しについて、留学生を含めて概観する。

ア バカロレア

フランスの大学に進学するには、原則としてバカロレアに合格しなければならないが、同時に、バカロレアに合格することによって大学への入学が認められる³⁷。したがって、大学への志願状況等の推移は、バカロレア合格者数と大学入学者数の双方の推移を見ることによって知ることができる。

バカロレア合格者数は、1980年代後半からバカロレア試験志願者増大に伴って急激に増大してきていたが、1989年の教育基本法第3条でバカロレア合格者を各世代の8割とすることが目標として設定されたことは、その傾向に拍車をかけることとなった（図1）。しかしながら、世代別取得率は1990年代後半に6割強となって以来殆ど変化しておらず、ほぼ限界に達した観がある。

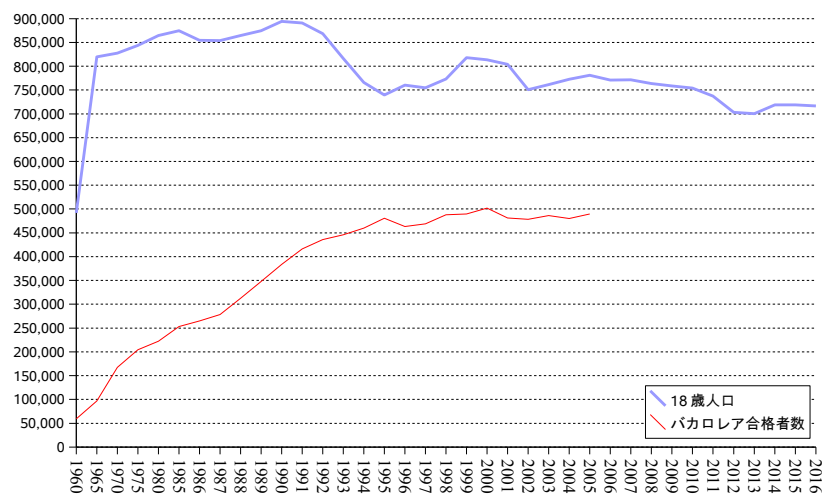


図1 バカロレア合格者数と18歳人口

イ 進学状況

バカロレア取得直後の大学や大学外高等教育機関への進学率³⁸は、1990年代中頃に9割近くに達したが、近年は8割強で推移してきている（図2³⁹）。但し、進学率はバカロレ

37 バカロレアには普通・技術・職業の3種類があり、更に、それぞれ系又は専門領域に区分される。いずれに合格しても、大学への進学が認められる。詳細は大場（2005b）参照。

38 高等教育機関への延登録者数をバカロレア取得者数で除した割合である。例年重複登録者があるので、実際の進学率を上回る。例えば、普通バカロレア取得者の2004年の進学率は105%であった。

39 図中、IUTは技術短期大学部、STSは高級技術者養成短期高等教育課程（高等学校附属）。いずれも短期職業教育を提供する課程であり、入学に際して審査がある。

アの種類によって大きく異なっており、普通バカロレア取得者のほぼ全員が進学するのに対して、技術バカロレア取得者の進学率は約8割弱、職業バカロレア取得者の進学率は約2割強である。また、取得バカロレアは高等教育就学期間や進路先に影響し、普通バカロレア取得者と比較して、技術・職業バカロレア取得者（特に後者）は大学からの退学率も高く、また、エリートコースであるグランド・ゼコル予備級への入学は限られている。

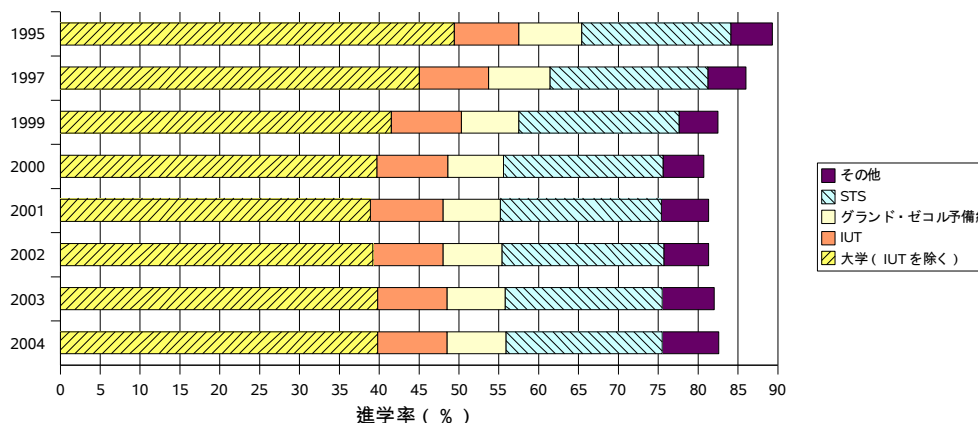


図 2 高等教育機関種類別の進学率

高等教育への志願倍率については、原則として大学がバカロレア合格者に開放されていることから、大学については志願倍率は生じない。とは言え、バカロレア試験合格率が当該志願率を測る上で参考になるので、それを図 3 に示す。試験の合格率は、近年、普通バカロレアが8割強、その他は8割弱で推移してきており、全体では約8割である。

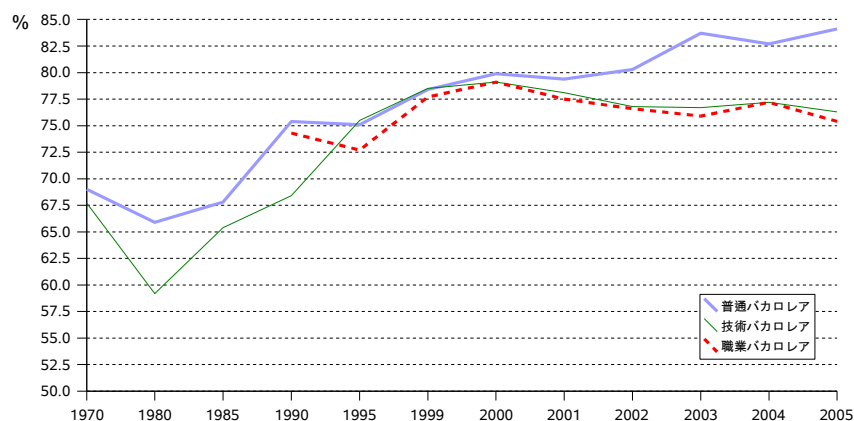


図 3 バカロレア試験合格率

将来の見通しについては、18歳人口は緩やかながら減少傾向を示していること、バカロレア取得率の停滞していること、進学率は若干であるが回復基調にあることなどに鑑みて、今後、国内からの高等教育機関進学者数に大きな変化は生じないものと思われる。

(2) 高等教育機関の入学定員・在学者数

フランスの高等教育機関は、一方で全てのバカロレア保持者に開放された大学（IUTを除く。以下、断りがない限り本項同じ。）と、選別を行うそれ以外の機関が混在する制度である。大学の全ての学問領域は、原則として、全てのバカロレア保持者に対して開放さ

れており、定員は定められていない。大学在学者数は1990年代中頃に最高に達し、1995年にはIUTを含めて72.4%の学生を大学が受け入れていた。しかし、その後高等教育機関への進学率減少や大学外の高等教育機関の拡大によって、IUTを含む大学在学者が全体に占める割合は近年6割強に止まっている。

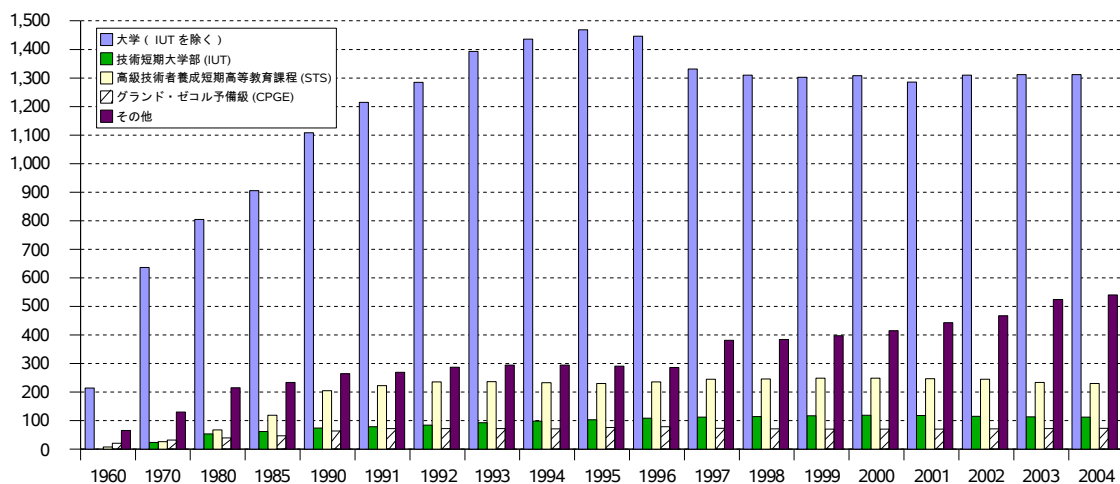


図 4 高等教育機関への在学者数

大学への新入学者数は、近年 30 万人弱で推移してきており、その内訳は表 1 の通りである。経営管理(AES)や言語、自然・生命科学等が減少してきている半面、人文社会科学や医歯学が増加してきている。また、2003 年以降、基礎応用科学(sciences fondamentales et applications)や複合領域(pluri-sciences)といった新しい区分が設けられており、大学教育が変化していることが窺える。今後、欧州高等教育圏に対応した新しい学位構造である LMD が普及することによって、大学教育の国際化や職業化等が進展していくものと予想される（大場, 2005a/2006b）。

	2000*	2001	2002	2003	2004
法学・政治学	32,746	30,717	29,727	31,034	31,308
経済・経営学（AESを除く）	15,219	14,659	15,482	15,239	16,355
経営管理(AES)	14,718	14,314	14,220	13,849	11,686
文学・言語学・芸術	23,307	22,813	23,700	24,432	22,029
言語	31,617	30,193	29,990	29,248	28,874
人文社会科学	41,767	41,913	41,610	42,973	44,181
複合言語人文科学					14
理学・物質構造	28,539	27,399	26,341		
基礎応用科学				27,399	21,339
科学技術・工学	5,097	4,779	5,196		
自然・生命科学	15,081	13,493	13,258	13,357	10,366
体育・スポーツ科学技術(STAPS)	11,153	10,778	11,816	13,163	11,224
複合領域(pluri-sciences)				2,347	7,589
医歯学	15,483	15,486	18,154	22,041	23,825
薬学	4,101	3,696	3,821	4,472	4,949
IUT	49,494	48,892	48,165	48,488	47,976
合計	288,322	279,132	281,480	288,042	281,715

表 1 領域別大学入学者数

*フランス本土のみ。その他の年は、海外県を含む。

(3) 留学生

総論の冒頭で述べたように、フランスの高等教育機関において留学生が占める割合は1990年代に減少を続け、1996年には8.4%まで下がった。この数値は1990年代末から上昇に転じ、2004年には14.2%に達し、更に上昇する傾向を示している（図5）。こうした傾向は大学外の高等教育機関でも同様であり、高等教育機関全体で2004年度現在255,591人の外国人学生が在籍し、全学生の11.3%を占めていた（表2）。但し、外国人学生が占める割合は機関種によって大きく異なっており、技術大学や国立理工科大学(INP)といった理工系の教育機関で高く、教員養成や医療支援・福祉領域の機関で特に低い（図6）。

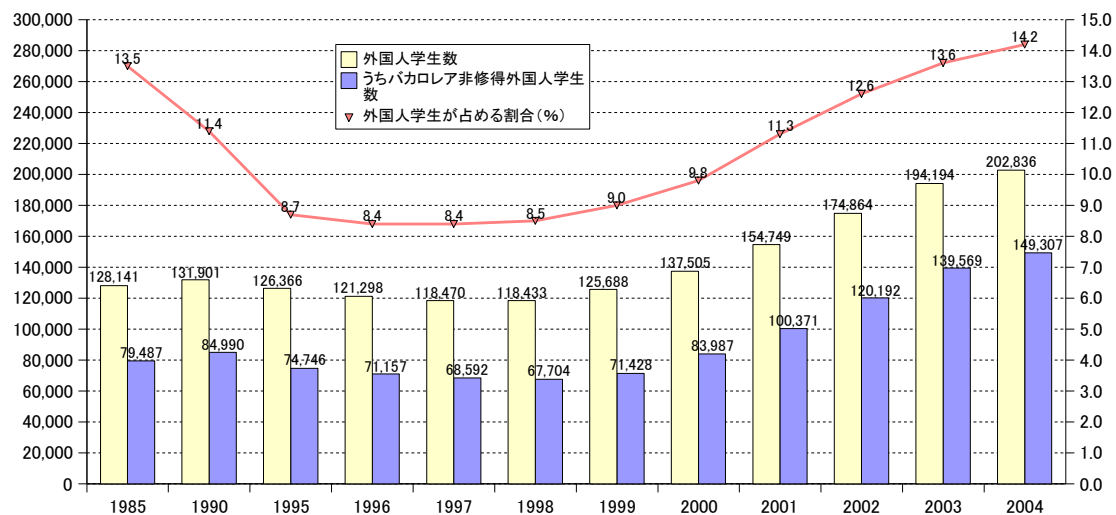


図5 フランスの大学における外国人学生

	学生数	割合 (%)
大学	202,836	14.2
大学附設教員養成センター(IUFM)	640	0.8
高級技術者養成短期高等教育課程(STS)	8,746	3.8
グランド・ゼコル予備級(CPGE)	2,822	3.9
大学外会計教育	609	7.8
技術大学	1,095	15.7
国立理工科大学(INP)	2,215	17.4
大学外技師養成諸学校	6,130	9.1
商業・経営・販売・会計諸学校	9,944	12.0
芸術・文化高等学院	7,762	12.3
医療支援・福祉諸学校	1,309	1.1
その他	11,483	12.0
合計	255,591	11.3

表2 高等教育機関別外国人学生数と各機関別外国人学生割合（2004年）

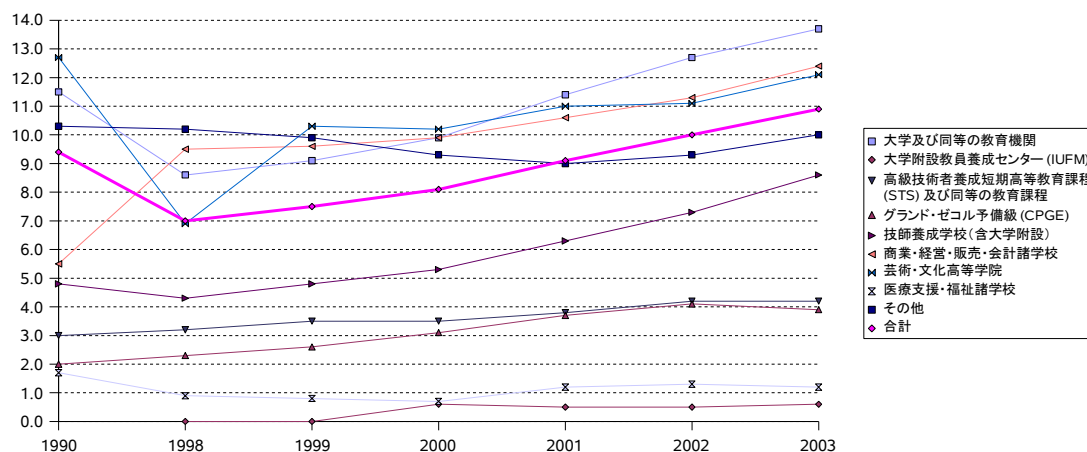


図 6 機関種別在籍外国人学生の割合 (%)

出典：DEP (2004)

近年の留学生増加は、バカロレア非修得外国人学生に負うところが大きい。全外国人学生に占めるバカロレア非修得外国人学生の割合は上昇し、1999年に56.8%だったその値は2004年には73.6%に達した。その理由としては、アジア及びアフリカからの留学生の急激な増加が挙げられる(図7)。半面、1999年にボローニャ・プロセスが始まり、欧州域内における学生の流動性を高めるための施策が充実されてきているものの、欧州(EU及びEU外)からの留学生数の増加はアジア・アフリカと比較すると僅かである。2004年現在、アフリカ(主として仏語圏)からの留学生は全体の半数を占めており、それに次ぐアジアを含めると7割は両地域からの留学生である。このため、数々の政府報告書等で出身地域の不均衡が指摘され、その多様化が促されてきている(Vuilletet, 2005: 102)。

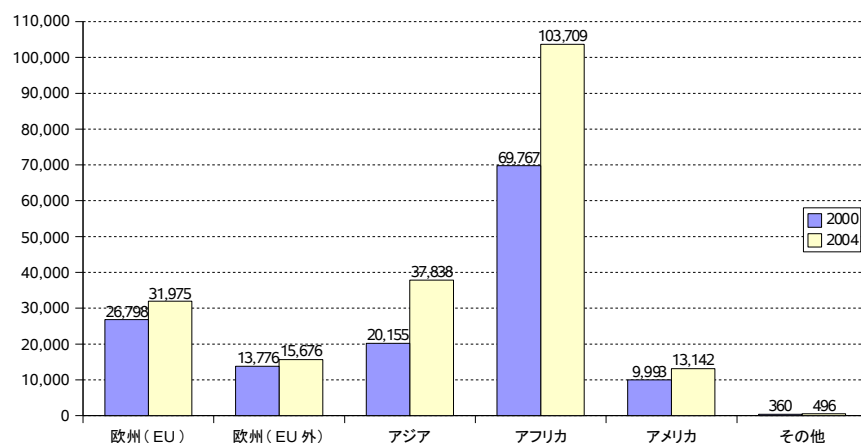


図 7 大学における国籍地域別外国人学生数(2000年及び2004年)

大学における留学生の数を学問領域別に見た場合、全ての領域で増加しているものの、経済・経営及び自然科学・STAPS(体育・スポーツ科学技術)の領域での伸びが著しい(図8)。2004年現在、全体の1/3強は文学・人文科学の学生で、次いで2割強が自然科学・STAPSの学生であって、この両方で外国人学生全体の半数以上を占める(図9)。

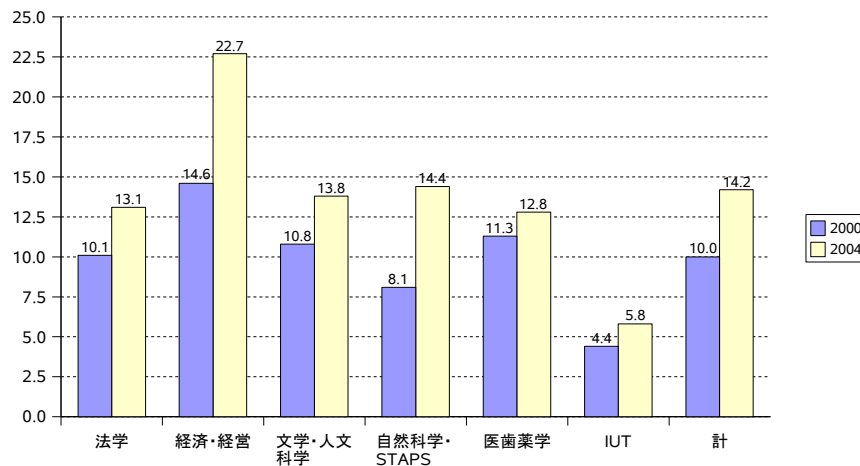


図 8 大学における学問領域等別外国人学生の割合 (%)

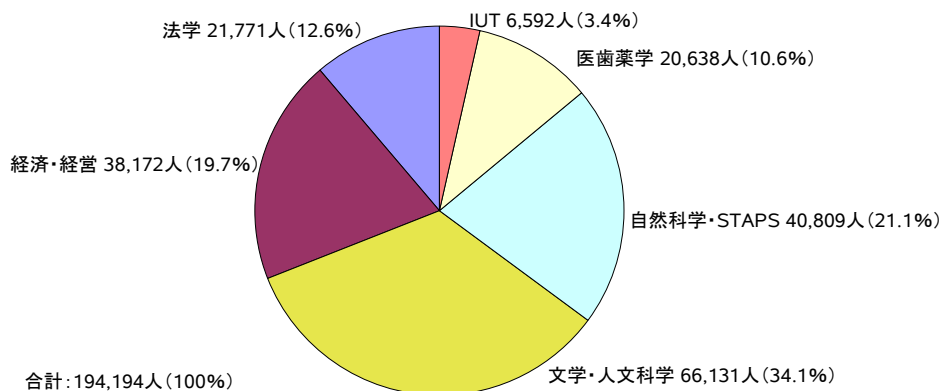


図 9 大学における外国人学生の学問領域等別内訳 (2003 年)

2. 留学生受入れに伴う利益

(1) 授業料等

フランスの大学は低廉な登録料を除けば原則として無償であり、当該登録料や授業料無償は内外無差別で適用される⁴⁰。日本の大学で徴収される入学金は存在しない。2005年度の登録料(年度単位)は以下の通りである⁴¹。

学士課程(Cursus licence)	156 ユーロ
修士課程(Cursus master)	199 ユーロ
博士課程(Cursus doctorat)	305 ユーロ
技師課程(Diplôme d'ingénieur)	473 ユーロ

大学の登録料は国が定めるが、大学外の高等教育機関(国公立或いはそれに準ずる機関)については、技術大学のようにある程度自律性が認められる場合がある。それらの機関も公的資金に大幅に依存しており、登録料(授業料)は低廉である。

また、大学においても、国家学位以外の称号を提供する大学独自のプログラムの場合、学費の設定は各大学の判断である。後述する外国語(英語)で提供されるプログラムには

⁴⁰ 登録料以外に保険料が必要である。また、各大学が付加的サービスとして提供するサービスに対して、任意に料金を課している大学がある。

⁴¹ 保健系の一部の課程では別の登録料が適用される。

この種のものが多い（後述表 4 参照）。しかしながら、大学独自のプログラムは、制度上国によって質が保証されていない扱いとなることから⁴²、その市場的価値については少なくとも国内では不透明である。

（2）留学生からの授業料等収入の割合

上記のように、登録料等は内外無差別で適用されることから、大学等の収入に占める留学生から得られる収入は、その在籍比率に比例する。この点は、大学独自のプログラムにおいても変わらない。ただ、英語で提供されるプログラムには留学生が多いことに鑑みれば、留学生が僅かなりとも大学の収入に貢献していると言えないことはない。

しかしながら、英語で提供されるプログラムに登録する学生数は全体から見るとごく僅かであり、他方、一部の私立の高等教育機関を除いて、前述の通り高等教育機関は公的資金に大幅に依存していることから、登録料や独自プログラムの授業料等からの収入が大学予算に占める割合は極めて限られている⁴³。

3. 大学等における留学生確保のための取組

（1）留学生の受入れ支援

留学生の受入れ(accueil)の質は、その移動の過程における成功を左右する最も重要な要素であると言われる（Vuilletet, 2005 : 123）。フランスを含む欧州の大学において、留学生が直面する主要な課題は住居と行政手続である。政府奨学金や交流プログラムに基づく留学の場合は通常推進組織が留学生受入れ支援を行うのに対して⁴⁴、個人的な留学（一般留学生）の場合はそれが十分でなく課題とされている（同 : 124）⁴⁵。

行政手続に関しては、入学許可や在留許可に必要な手続が複雑であり、留学生は複数の教育・行政機関等に赴いて手続を進めなければならない。こうした手続を可能な限り一箇所で行うことを可能にする「単一窓口(guichet unique)」が幾つかの地域に設置されており、相当な成果を挙げてきている（Vuilletet, 2005 : 125）。但し、全国的に普及はしておらず、また、窓口で取り扱う手続も地域によって差がある。一般に、在留許可証を発行する県当局(préfecture)が参画する地域において窓口が特に充実している。

また、大学によっては学生ボランティア組織による支援活動があり、空港への出迎え、その後の行政手続等々の支援を行っている組織がある（Vuilletet, 2005 : 130）。また、大学登録期間中はキャンパスに仮設窓口を設けて、登録手続等の支援を行っている。なお、学生団体(syndicat étudiant)は受入れ活動には余り従事しておらず、主として学生擁護の立場から、フランス人学生同様に困難状況にある留学生の支援に従事しているに止まる。

宿舎については後述する。

42 国による大学プログラムの質保証については、大場（2005b）参照。

43 大学の収入構造に関しては、大場淳(2005)「フランスにおける大学政策の評価—契約政策の展開とその将来—」『高等教育の質保証に関する国際比較研究』COE 研究シリーズ 16、広島大学高等教育研究開発センター、95-113.を参照。

44 例えば、CROUSやÉgideは、それぞれの奨学金・受入れプログラムで来仏した学生・研究者等の支援を手厚く行っている。

45 但し、CNOUSにおいては、政府奨学金受給者へ重点的に支援を行うことについて問題であるという意識は希薄であり、むしろ、留学生を大学等や学生宿舎に内外平等に受け入れることによって十分な支援を受けているとの認識が支配的のようである。

(2) 奨学金

奨学金の種類は多様であり、また、実施主体も複数であるが、全学生のうち概ね 10 % 程度がフランス国内の実施主体（政府、政府関連機関、地方公共団体、財団、企業等）及び国際機関による奨学金受給者と見られている（Vuilletet, 2005 : 132）。

留学生を対象とした政府奨学金は、国外においては外務省（大使館及び領事館）が管理し、留学生来仏後は Égide 又は地方学生支援センター(CROUS)がその運営を行う。エッフェル奨学金等を除いて、大半の政府奨学金の支給基準は留学生の優秀性に基づくものではなく、この点は米国や英国、ドイツと大きく異なるとされる（Vuilletet, 2005 : 131-132）。但し、Vuilletet（2005 : 136）は、政府奨学金の対象の大半は第三期の留学生及び二国間協定に基づく留学生であり、前者については政府が優秀性を重視していると受け止めている（ちなみに、後者は出身地域重視の現れ）。

(3) 言語学習支援

殆どの大学で、留学生や在留研究者の仏語習得支援のため、仏語学習センター (centre d'apprentissage du français) が設けられている⁴⁶。センターでは、仏語能力を測定するテストに基づいて、各留学生等の水準に合った講義が提供される。

また、23 大学の外国人のための大学仏語研究センター (centre universitaire d'études françaises pour étrangers) が協会 (ADCUEFE) を設け、1970 年代以降協力活動を行っている。ADCUEFE には、増大する留学生への適切な仏語教育の在り方等についての研究活動等が含まれる。

(4) 留学生入学審査

ア 入学審査手続と情報入手

バカロレアを保持しない外国人がフランスの高等教育機関に入学を申請するには、原則として中等教育を修了していること、受講しようとする教育に必要とされる仏語を修得していることが求められる。入学の審査は機関種や学習領域、段階によって異なっており、一律ではないことから、留学希望者は適正な手続について正確に把握することが求められる。

一般的には、大学第一期への入学は機関間の相違が少なく、殆ど一律の手続で進められ、各国の大使館や EduFrance 事務所において資料や申請書類等が整備されていることから、問題が比較的少ない。それに対して、第二期以降については、各大学の判断に委ねられる部分が大きく手続も煩雑であることから、必ずしも大使館等も求められる情報を有していないことが多く、また、大学に照会しても担当者が簡単に見つからなかったり、回答が遅かったり回答がなかったりすることもあることから、希望者が意欲を失ってしまう例も少なくないとされる（EduFrance, 2005a : 1）。

2004 年の学生国際流動性推進審議会報告書は、入学手続を進めるに際しての主要な障害を次のようにまとめている（Conseil national pour le développement de la mobilité internationale en France, 2004 : 53-54）。

- Web 上で登録ができないことが多いこと。

46 本項の記述は、CNOUS の諸資料に拠った。

- 教育内容に関する情報が理解困難であること。また、仏語のみで書いてあることが殆どで、しかもダウンロードできないこと（後述図 10 参照）。
- 紙による書式の請求・送付の手続が不明瞭なことがあること。また、国外からは困難な条件が付されている場合があること（小切手の送付、返信切手貼付の同封、学位証明書の添付等）。
- 発送しても受理の意思表示がなされない、照会が来ても回答期限が示されていない、手続に数箇月を要するのにその進捗段階が分からない、担当者が分かりにくいなどといった手続上の問題があること。
- 留学生の種類によって取扱いが異なること。

イ 入学審査⁴⁷

a. 初年次への入学の場合

原則として、グランド・ゼコル予備級や STS、IUT のように入学者選抜を行う場合は、各機関がそれぞれ審査基準を定め、志願者は各機関に願書を直接提出し、入学審査委員会(jury d'admission)等の決定に基づく。

入学者選抜を行わない大学第一期課程（前述 IUT 等を除く）の場合は、予備登録申請(demande d'inscription préalable)が必要である。申請書には在外外国人向けの白書式(formulaire blanc)と在留外国人向けの緑書式(formulaire vert)の 2 種類がある。但し、この予備登録は以下の者に対して免除される。

- 欧州連合（欧州自由貿易連合を含む）の加盟国の学生
- 大学間協定に基づく留学生（協定に入学手続が明示されている場合）
- フランス政府奨学金、国際機関奨学金、外国政府奨学金で CNOUS 又は Égide が管理する奨学金のいずれかの受給者
- 無国籍者又は政治難民でフランス難民・無国籍者管理局(OFPRA)発行する証書を保持する者
- 在仏外交官の子供

また、入学希望者は受講する大学教育に必要とされる水準の仏語能力を証明しなければならず、その水準は試験によって行われると定められている（政令第 71-376 号第 16 条第 3 項）。当該政令の規定に基づいて、大学と国民教育省が共同して作成した仏語試験が留学生に従前課されていたが、当該試験は 2003 年 11 月以降廃止され（仏語理解度の評価法に関する 2003 年 11 月 21 日付外務省・国民教育省共同省令）、現在では国際教育研究センター(CIEP)が主催する仏語試験(TCF)（後述）を受験することとされている（有料：60 ユーロ）。

TCF は、以下の者に対して免除されている。

- 仏語が公用語とされている国の出身者
- 国民教育省及び外務省が作成する一覧に掲載された仏語による二か国語教育を実施している学校の修了者
- 上級仏語検定試験(DALF)合格者

⁴⁷ 本項の記述は、www.education.gouv.fr/int/etudfr.htm に基づいた（平成 18 年 2 月 11 日参照）。

- パリ商工会議所主催仏語試験（記述）で 20 点満点中 16 点以上取得した者

b. 編入学の場合

二年次以降に編入学を希望する場合は、初年次に関する入学者選抜の有無に拘わらず、その可否は各機関の判断に委ねられている。大学の場合は、入学の可否は教務委員会 (commission pédagogique) に基づいて学長が行うこととされている。

ウ 仏語の試験

大学等へ入学・編入学するには、原則として国際教育研究センター(CIEP)が主催する仏語の試験を受けなければならないことは上に述べた通りである。CIEP が主催する試験には、従来から実施されている上級仏語試験(Diplôme approfondi de langue française : DALF)と 2002 年から実施されている仏語能力診断テスト(Test de connaissance du français : TCF)の二つがある⁴⁸。DALF は資格試験であるのに対して、TCF は受験者の仏語能力を点数化するテストであり、両者の性格は異なっている。TCF の結果は A1 (100 点以上 199 点以下) ~ C2 (600 点以上 699 点以下) までの 6 段階に区分されるが⁴⁹、C1 は DALF1、C2 は DALF2 にそれぞれ相当すると位置付けられ、両試験の受験者の仏語能力を比較することができるように配慮されている。ちなみに、TCF は国連や OECD といった仏語を公用語とする国際機関における職員採用試験にも用いられている。

TCF は、欧州共通の言語能力測定の基準を設け相互に承認し合うこと等を目的とする欧州言語試験実施者協会(Association of Language Testers in Europe : ALTE)の枠組に則って構成されたものである。高等教育機関にとって TCF の入学審査申請への採用は、従前の DALF と異なって要求言語水準を幅広く設定することができ⁵⁰、大学教育における仏語能力の必要性が多様であることに対応するものとして、大学側からは非常に歓迎された。また、TCF の採用は、前述コエン報告書が提言した仏語修得に関する要件の柔軟化に応じたものでもある。

エ 既修得学位の互換審査

留学生が既に取得した学位や学修経験を基に、二年次以上の課程に編入を希望する場合、申請者の学位・学修経験がどの水準の教育課程に相当するかについての判断が各機関で行われる。欧州では、学位や学修経験の認定を容易にするため、エラスムス計画の枠組において ECTS が設けられており（前述）、また、各国の学位等に関する情報センターのネットワークである ENIC-NARIC (European Network of Information Centres – National Academic Recognition Information Centres)が構築されている。フランスの国内学修認証情報センター (NARIC France)は国民教育省が担っていたが、同省の機構改革に伴って、2004 年 9 月以降国際教育研究センター(CIEP)に付置されている。

NARIC France は、個人、雇用者、教育機関、他国の NARIC の要請に応じて、学修経験

48 CIEP はこれら以外に仏語検定試験(Diplôme d'études en langue française(DELFF))を主催しているが、DALF の下に位置付けられている試験である。

49 この 6 段階は、欧州評議会(Conseil de l'Europe)が定めた言語能力水準(cadre européen commun de référence pour les langues : CECR)に基づくものである。

50 但し、全ての教育課程について自由に設定できるのではなく、例えば、大学学士課程 (1 ~ 2 年次) については、DALF1 以上又は TCF で大学等が定める以上の水準であることが求められる。なお、この種の要求は大学の第二期以上の課程及びグランド・ゼコルについては適用されない。

の認証(attestation)を行うとともに、ボローニャ・プロセスの枠組で規定される職業に従事するために必要な手続に関する情報の提供を行う。但し、学修経験に関する認証は、それ自体で大学の上級課程に編入を無条件で可能とするものではなく、各教育機関の参考資料として位置付けられるに過ぎず、最終的な学修経験認証は各機関が行う。

現在、NARIC France は分権的に運用されており、パリに本部が置かれるとともに、各大学区に管内の業務が委ねられている。原則として、国外在住者は NARIC France に直接学修経験認証等を申請し、国内在住者は居住地の大学区事務局に申請を行う。しかしながら、このような分権的な運用の結果、学修経験認証等に関して大学区間で少なからぬ差異が生じ、また、学位の認証には高度な専門性が必要とされることから、NARIC France において集中的に業務を行う方向で改革を行うこととされている。

なお、ボローニャ・プロセスの枠組で、学修経験の内容を明確にするため、学位発行に際して学位附属書(supplément au diplôme)を添付することが合意されその概要が提示されたが⁵¹、その具体的内容についてフランス国内での検討が CIEP を中心として行われている。

他方、欧州外の国における学修経験については、二国間協力の枠組を拡大するなどして、学修経験認証を容易にするための取組が行われている。

(5) 広報

ア 大使館・EduFrance による広報

高等教育の広報活動は、従来から大使館の文化部(service culturel)が担ってきている。その実施を効率的に行うため、1998 年、エデュフランスが設けられたことは前述の通りである。現在、フランスの大学等の国外における広報活動は、これらの組織を通して行われる。しかしながら、こうした活動は国民教育省や大学等との連携が不可欠であることは言うまでもなく、後者に関しては大学長会議(CPU)が積極的にそれに参画している。

大使館文化部やエデュフランスが行う広報活動には、多言語による資料の作成・配布、説明会の開催、留学相談への対応等が含まれる。なお、行動計画「フランスの魅力」で提言された英語で行われる大学教育の広報活動を推進するため、エデュフランスは全国の大学等の当該教育に関する冊子(*Study in France – Programs Taught in English*)を作成・配布している(英語による教育については後述)。

イ Web を用いた広報

また、近年は、各大学が提供する Web サイトが大学の広報活動の重要な手段として活用されている。現段階では、各大学の Web サイトは発展途上であり、2005 年に国外に所在する EduFrance 事務所から得られた情報によれば、外国語の情報は少なく、登録申請書もダウンロードができなかったり、ネット上の登録においても外国の条件に合わなかったり(郵便番号の記述の仕方が異なるなど)、略号が多く理解不能であるなどといった課題が指摘されている(EduFrance, 2005a : 1-2)。

EduFrance は、全国の大学の Web サイトについて、留学希望者の観点から評価を行ったが、その結果は図 10 の通りである。殆どの大学がポータルサイト(入口の頁)に「留学生」のタイトルを設けており、すぐに関係する情報を提供する頁にアクセスできるよう配

51 Outline structure for the Diploma supplement

慮していることが分かる。しかしながら、オン・ラインで登録ができるのは14%で、書式をダウンロードできるサイトも42%に止まっており、郵送に頼らなければならない状況が多いことが窺える。仏語を解しない者にとっては更に困難な状況にあり、部分的でも英語の頁を設けているサイトは31%で、それに加えて西語や独語等の頁を設けているサイトは僅か12%である。また、教育内容については、大多数の大学がWebで公開しているものの、英語で提供しているサイトは9%にしか過ぎない。

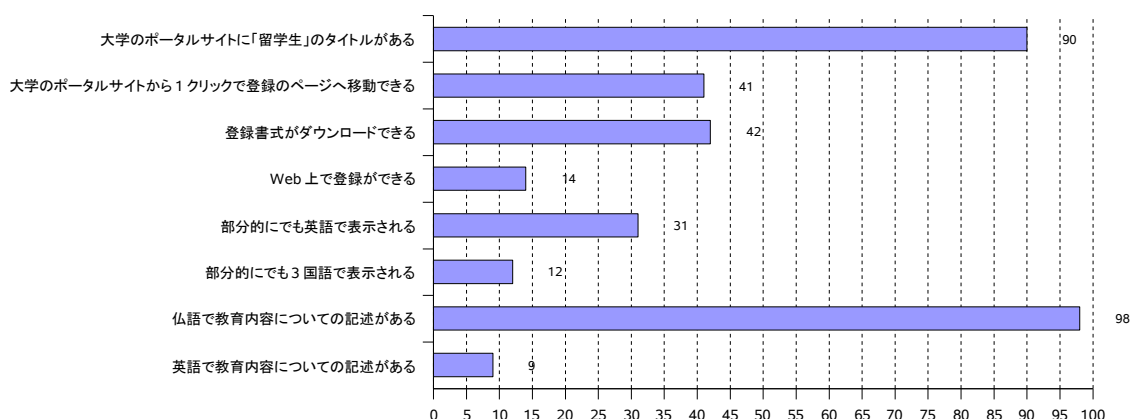


図 10 大学の Web サイトについての状況 (%)

出典：EduFrance (2005a : 3)

(6) 生活環境の整備・健康管理

ア 宿舍

学生宿舍は各大学等の管理には置かれておらず、地域毎に地方学生支援センター(CROUS)が一括して管理している。学生宿舍については、学生数増加や老朽化のため全般的に不足しており、国内学生も対象としてその整備の必要性が縷々指摘されている。国立学生支援センター(CNOUS)は逐次整備を進めているものの、需要に追いつかないのが現状である。

学生宿舍の入居については、国内学生・国外学生の差別は原則として行わないこととされる。但し、入居の基準はそれぞれのCROUSが定めており、その基準は必ずしも明瞭ではない場合もある(Vuilletet, 2005 : 125)。学生宿舍全体の23% (34,318室) が留学生に充てられており、大学に在籍する学生全体に占める留学生の割合を大幅に上回っている。これらの部屋の利用内訳は以下の通りである⁵²。

52 「その他」には、出典にある他の区分の合算値を全体数である34,318から差し引いた値を計上した。

留学生の区分	部屋数
一般留学生	19,425
エラスムス留学生	7,818
奨学金受給留学生	3,283
大学間交流プログラムに基づく留学生	2,776
その他	1,016
合計	34,318

表 3 学生宿舎で留学生が占める部屋の内訳

出典：Vuilletet（2005：125）

留学生のための宿舎に関しては、2004年の学生国際流動性推進審議会報告書が次のような提言を行っている（Conseil national pour le développement de la mobilité internationale en France, 2004：72）。

- 宿舎問題を統合的な受入れ方策の中で宿舎を取り扱う。例えば、宿舎提供と併せて、行政手続への支援、住環境での必要性の配慮などを行う。
- 宿舎提供を含んだ「パッケージ(paquet)」を用意し、可能な限り事前に希望者に提供すること。当該パッケージには、宿舎のほか、大学の情報、指導員(tuteur)、社会保障が含まれる。
- 学生保険等とも関連させて、保証金の問題への対応策を設ける。
- 志願者が出身国を出る前に大学入学が決まった場合は、宿舎についても来仏前に入居が決まるようにすること。

イ 健康管理・保険

健康管理に関しては、全学生向けの保険が整備されており、フランス人学生と同様に留学生へ適用される。留学生は、本国から離れて、気候や食生活、生活リズムの変化、あるいは外国語の使用から「孤独(isolement)」から生じる精神的困難を抱えることが多く、それに対応した支援体制の整備と情報の収集の必要性が指摘されている（Vuilletet, 2005：126）。

なお、Égide は自己のプログラムで受け入れた研究者等に関して、疾病や事故に備える保険制度を自前で運用している。

(7) 卒業後の状況把握・支援

本件に関しては、フランス人学生も含めて、フランスの大学では伝統的に殆ど組織的に取り組まれていない⁵³。フランスの大学では、入学後の課程（特に第一期課程）が選抜の過程と見なされており、修了した者だけでなく、落伍したり別の進路に進んだ者に対して特段の支援は一般に行われていない。しかしながら、留学生の受入れは追跡的政策を伴うことによってより効率的に行われるものであることから、卒業後の状況を把握し、更にそのネットワークを形成することの重要性が指摘されている（Vuilletet, 2005：152）。

外務省においては、「（追跡政策の充実は、）フランスにおいて教育を受けた現地のエリートによって仏語を話す者やフランス最良の者のネットワークを形成することである。

⁵³ 但し、グランド・ゼコルでは、卒業生の追跡が比較的行われている。

すなわち、第一には、フランスでの滞在経験を有し、フランス及びフランス語との関係を維持することを希望する者の要望に応えることである。しかし、このネットワークは、なんと言っても貴重な人的資源の広がりであり、フランスが活用すべきものであって、また、フランスとの連携関係を着実なものにするに決定的役割を果たすものである」と受け止められている (Bauer, 2002)。

しかしながら、卒業後の状況把握は簡単ではなく、また経費を要するものである。学生自身が主体的に関与することが不可欠であるが、当該学生が望まない場合はそれは困難である。したがって、卒業後の追跡は、潜在的雇用者との仲介や集まる機会といった学生へのサービスを提供することによって効果的に行うことができると指摘される (Vuilletet, 2005 : 153)。例えば、イル＝ド＝フランスでは、2003年、UBIFRANCE⁵⁴に委託し、同州の奨学金利用卒業生の追跡を行い、同州と卒業生との関係を継続するための企画を開始した。同年度は、そのために 22,000 ユーロの予算が計上されている (同上)。

(8) 魅力ある教育研究拠点の形成

フランスの大学は伝統的に公役務としての高等教育を実施する機関として機能し、資格ある者 (バカロレア保持者) に平等に進学の機会を提供することを最大の使命としてきた。したがって、国民教育省は、少なくとも公式の場では、特定の大学が卓越性を有することには概ね否定的であった。

しかしながら、実際は大学の伝統や教員の名声が大学の魅力に影響を与えてきたことは否定できず、例えば、パリのソルボンヌにある大学群が特に留学生にとって大きな魅力を有してきたことは事実である。他方、1990年代から実施された契約政策が各大学の創意工夫を促し、また、地方公共団体が大学の建物建築や職業教育に関与するようになったことが、自己の地域における大学の魅力向上に関する意識に少なからぬ影響を与えたことは否めない。

更に、フランスの大学が各種世界的大学ランキングで上位に位置付かないことも、主として大学外の者から危惧する声が聞こえる。例えば、2004年1月24日付ル・モンド紙は、上海交通大学⁵⁵が発表した世界上位500大学に、フランスではパリ第四大学の65位で最上位であり⁵⁶、更に、欧州上位50大学にフランスの4大学が含まれるに過ぎず、「フランスの大学の悲惨な状況」と伝えた。

また、2005年の国会上院の『フランスにおける留学生受入れ』と題する報告書 (Cerisier-ben Guiga et Blanc, 2005) は、冒頭で「我が国の大学の貧弱な国際的魅力」と題する一節を設け、前述上海交通大学のランキング及び加盟26國中フランスの大学が19位であるとするOECDのデータを引用し、必ずしも評価法が適切であるとは限らないことを認めつつも (特に上海交通大学の評価については批判的である)、留学生が大学を選択する際に与える影響を危惧する旨記した。同報告書が、結論において、フランスの大学魅力の向上を求めたことは総論で述べた通りである。

54 Agence française pour le développement international des entreprises (フランス企業国際開発機関)。企業の国際的活動の展開を支援する貿易担当大臣所管の公的機関。

55 同紙では上海大学(University of Shanghai)となっているが、上海交通大学の誤りと思われる。

56 ちなみに、同国2位はパリ第十一大学 (第72位)、3位はストラスブール第一大学 (第102位) である。

4. 大学等の教育における使用言語

(1) 仏語修得の必要性の状況

他の多くの国と同様に、フランスは、バカロレアを修得していない留学生に対して、大学受入れに際して最低限の仏語習得を原則として課している（前述及び Vuilletet, 2005 : 106）。しかしながら、高等教育機関における学習に際して仏語習得は絶対的に不可欠とは見なされていない一方で、大学等への登録に際しては相当程度の仏語習得が求められるのが現状である（同 : 109）。

2001 年のコエン報告書（報告）は、提案した方策 28 において、仏語習得の要請を緩和し、その代わりに登録前及び大学等の教育の始めの段階での仏語教育を充実することを提言し、方策 29 において、統一化(uniformisation)を否定しつつも、高等教育機関における仮登録(pré-inscription)における審査で用いる仏語テストの均質化(homogénéisation)に努めるべきことを指摘した。前述の TCF は、こうした需要に応じることを目的の一つとして設けられたものである。

(2) 仏語以外の言語による教育

大学等において外国語（特に英語）で提供される必要性については、欧州統合や経済の世界化が進むに連れてフランスにおいても強く認識されるようになってきている。1998 年の前述アタリ報告は、「仏語を話せないことがフランス留学の障害とならないよう、教育の一部は英語で、しかも必要に応じて仏語を母国語としない教員によって行われる必要がある」と述べている。また、優秀な学生獲得が世界水準で行われる現在、欧州での学習を希望する世界中の優秀な学生は英語を修得しているものの、仏語の学習には時間をかける余裕がない場合が多く、これらの学生を獲得するためにも英語での教育プログラム提供は重要であると考えられている（EduFrance, 2006 : 2）。

大学等における英語による教育の状況については、個々の状況が断片的に知られている程度であったが、近年、EduFrance が全国の大学等で英語で提供される教育プログラムをまとめた *Study in France – Programs Taught in English* と題する冊子を作成・配布し、その普及に努めている。2006 年 2 月に出された最新の冊子では、法学・経済学、工学・技術、数学、ビジネス・経営、接客・観光経営、自然科学・環境・保健科学、農学・農産業・人文科学・言語・文学、芸術・デザイン・ファッションの 9 領域に分けて、大学等で英語で提供される教育プログラムの紹介が行われている。また、同プログラムは、EduFrance の Web サイトでも紹介が行われている。その一例を表 4 に示した。

ところで、欧州内における留学生の移動が不均衡であることの大きな理由として、言語の問題があることが知られている。すなわち、国際語として英語の重要性が高まるとともに、欧州内で英語圏である英国やアイルランドへ留学生が多数集まる一方で、ポルトガルやギリシャといった周辺部に位置し人口も少ない国への留学が極めて少ない。フランス国内においても、英語で教育を行う必要性について認識されていることは上に述べた通りである。しかしながら、欧州の全ての国で英語で教育を行うことは、多様性を尊重する欧州統合の方向性と矛盾する面があるのは事実であり、フランス国内における当該教育の普及に対する受け止め方は複雑である。

Diploma in European and International Business Law (Réf : 512) Diplôme universitaire (Diplôme d'établissement) Université Toulouse 1 Sciences sociales Program site : Toulouse Language of instruction : English Level : Under Graduate 1 semester: from January to June <u>PROGRAM OBJECTIVES</u> ● Present E.U. and International Business Law (principles and practice) ● Negotiate international contracts ● Present litigation procedure and arbitration <u>DATES</u> ● Application deadline: September ● Reply: end of October ● Arrival date: end of January ● Start of courses: end of January <u>PROGRAM FEATURES</u> ● Aims at giving students a comprehensive view of European Union Law and International Business Law ● Taught in English by academics and professionals ● 60 hours of French language and culture ● 30 hours of tutoring monitored by post-graduate students <u>COURSE CONTENT</u> <Texte long> <u>DEGREE, CREDIT, GRADING</u> ● Oral and written assessment ● A University of Toulouse I diploma is delivered on successful completion of the curriculum <u>PROGRAM REQUIREMENTS</u> ● Law degree advisable <u>DOCUMENTS REQUIRED</u> <Texte long> <u>ADDITIONAL SERVICES</u> ● 30 hours tutoring ● Access to multimedia facilities <u>PROGRAM COSTS</u> ● 3,650 euros ● + compulsory private insurance

表 4 トウールーズ第一大学「欧州・国際経営法」大学学位プログラム

出典 : http://www.edufrance.com/en/d-catalogue/n_fiche.asp?idfo=512 (平成 18 年 3 月参照)

5. 広報・マーケティング

(1) 政府による留学生募集のための広報活動

フランスの政府機関による留学生募集のための広報活動は、英国やドイツと比較して、分散化されて多数の機関が関与しているのが特徴である。代表的機関として、国立学生支援センター(CNOUS)、エデュフランス、Égide の三つがあり、それぞれが独自の使命をもって活動し、「如何なる機関も総合的戦略を定めるために必要な全体像を把握していない」

と言われる（Vuilletet, 2005 : 120）。

これらの三者のうち、広報活動を主たる活動としているのはエデュフランスである。2004 年現在、エデュフランスの年間予算は 8.5 百万ユーロで、世界 45 国に計 75 の事務所を置き、フォーラムやセミナーの開催や複数言語による資料作成・配付等様々な広報活動に従事している。

これら三者以外にも、フランス文化センター、アリアンス・フランセーズ、大使館文化部等が独自に広報活動を行っている。前述の三者を含めて、これらの機関の間の連携は図られておらず、これが広報活動の弱点として指摘されている。実際、エデュフランスについて、その設立は最近のこととは言え、その予算や人員は英国のブリティッシュ・カウンシルやドイツの DAAD に較べると遥かに少なく（図 11）、活動も限定的である。エデュフランスが事務所を置いていない国では他の機関が高等教育の広報活動を担っているものの、それらの機関にとって当該業務は主たる業務ではなく、十分に行われていない場合が多いとされる（Vuilletet, 2005 : 122）。

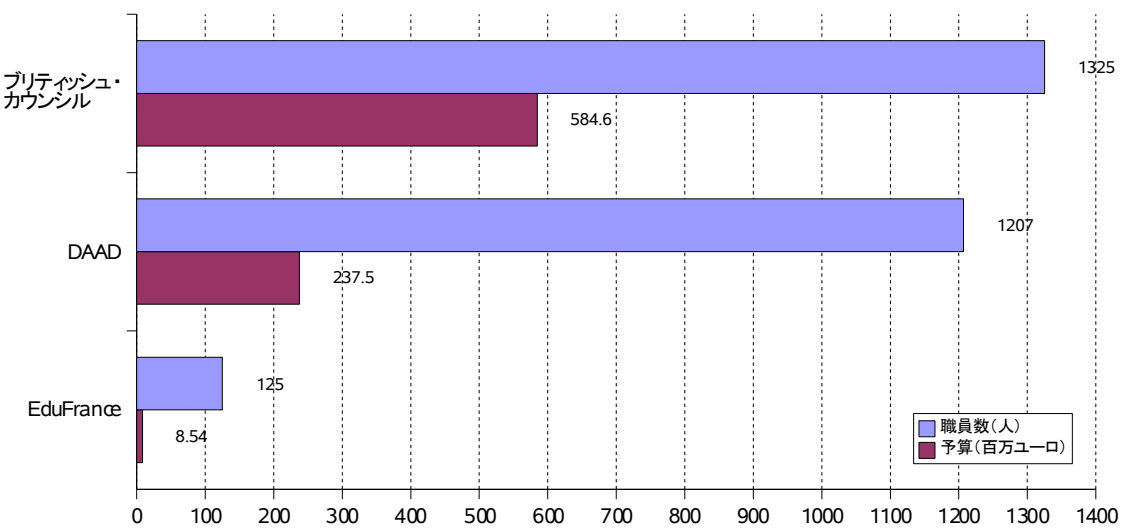


図 11 ブリティッシュ・カウンシル（英）、DAAD（独）、EduFrance（仏）の人員と予算（2004 年）

出典：EduFrance（2005b）

	言語教育	芸術活動	EU内移動	語学教育教員・助手	奨学金	広報	Webによる情報提供	Webによる入学申請
英国	BRITISH COUNCIL							大学
ドイツ	ゲーテ・インスティテュート		DAAD					DAAD+大学
フランス	アリアンス・フランセーズ	AFAA*、CCF*、アリアンス・フランセーズ	ソクラテス・レオナルド機構	CIEP	Égide CNOUS SFERE	EduFrance		EduFrance + 大学

表 5 ブリティッシュ・カウンシル（英）、DAAD（独）、EduFrance（仏）の業務

* AFAA：フランス芸術活動協会、CCF：フランス文化センター

出典：EduFrance（2005b）

(2) 国外における言語の普及とフランス教育学校

フランスは、諸外国において、アリアンス・フランセーズ、フランス文化センター、リセ・フランセ（フランス高等学校）等を通して、仏語教育の普及に努めている。これらの教育機関における仏語教育履修者は、フランス国内の高等教育機関への留学生の重要な候補者と見なされている。

1883年に設立された仏語教育機関であるアリアンス・フランセーズは、全世界で約40万人に仏語教育を提供している。しかしながら、国外における仏語教育は十分に活用されていないと受け止められており、例えば、2002年にはインドにおいて22,800人が全国16のアリアンス・フランセーズで学習していたが、同年のインドからフランスへの留学生は309人にしか過ぎない（Vuilletet, 2005 : 106-107）。

更に、フランスは諸外国に同国の教育を行う学校（フランス教育諸学校(établissements scolaires français)）を設置しており、その種の学校としては世界最大規模で展開されている（Cariot, 2003 : II-49）。フランス教育諸学校は全世界に413校あり、その地域内訳はアフリカ131、アジア・オセアニア109、欧州101、アメリカ72である。これらの学校は国民教育省及び外務省が共同して認可しており、特に前者に認可を受けることによって、フランス本土と同等の教育提供が保証される。これらの学校は外務省所管の行政機関である国外教育機構(AEFE)（1990年設立）の所管に置かれ、AEFEは学校への予算配分、国民教育省から派遣される教職員の配置を担っている。

フランス教育諸学校では、全体で158,866人が学んでおり、そのうち6割はフランス人以外である。バカロレア取得に繋がる高等学校（リセ・フランセ）の在学者の学力は高く、バカロレア合格率は93%（2002年）とフランス国内の数値（79%）を大幅に上回っている。フランス教育諸学校は、外国において仏語を話す学生の教育を行うとともに、フランスの国際的威光を発揚する重要な手段の一つとして受け止められている（Vuilletet, 2005 : 107）。

しかしながら、仏語教育機関同様、フランスの高等教育機関への学生募集の手段としてのフランス教育諸学校の効果は限定的である。2001年において、6,282人のリセ・フランセ修了者がバカロレアを取得し、そのうち3,520人はフランス人以外であった。バカロレア取得者のうちフランス人の73.8%はフランス国内の高等教育機関へ進学したが、フランス人以外ではその値は38.3%に止まった。その理由として、フランス国内の高等教育機関側から提供される情報や支援が不十分であることが指摘され、リセ・フランセと高等教育機関間の連携が求められたところである（Cariot, 2003 : II-49）。

(3) 留学生来仏の支援活動

エデュフランスは、Égide等と連携して、非奨学金受給者を対象として二つの受入れ支援プログラム（有償）を提供している。一つは、大学等への登録とその他の行政手続一切であり、料金は200ユーロである。もう一つは、前者に加えて、空港での出迎え、宿舎を提供するものである。しかしながら、このプログラムは有償であることから、利用者は年間1,000人余りに止まり（2003年実績）、経済的余裕のない留学生受入れには全く適さないことが指摘されている（Vuilletet, 2005 : 121）。

CNOUSは、シャルル・ド＝ゴール空港に奨学金受給者向けの窓口を設けており、来仏

に際しての最初の支援を行っている。

(4) 地域における国際交流活動

1992年の地方分権に関する法律は、地方公共団体に対して国際的活動を行うことを可能とした。その結果、一部の地方公共団体において積極的に留学生獲得を視野に入れた活動を行う団体が見られる。当該活動は、特にパリ市で活発に行われ、また、州ではパリを中心とするイル＝ド＝フランス、リヨンを中心とするローヌ＝アルプ、マルセイユを中心とするプロヴァンス＝アルプ＝コート・ダジュールにおいて活発である（Vuilletet, 2005 : 126）。

パリ市は、30万人の学生（大学外を含む）を抱え、そのうち15%は外国人であり、欧州随一の学生・留学生都市である（Vuilletet, 2005 : 127）。しかしながら、その居住環境は地方都市と較べて劣悪であることから、パリ市は留学生受入れ、情報提供、宿舎に関する状況を改善に努めるとともに、その一環として「国際的受入れ統一窓口(plate-forme d'accueil international)」を設立を関係団体に働きかけてきた。国際的受入れ統一窓口は、18の関係団体によって構成され、そこには外務省、警察当局、パリ大学区事務局、エデュフランス、Égide、クレテイユ、パリ、ベルサイユの三つのCROUS、青少年情報・資料センター⁵⁷、国際大学都市が含まれる。

また、イル＝ド＝フランスでは、2000年度から州内の高等教育機関入学者を対象とした奨学金制度⁵⁸が設けられ、それによって同年度168名の留学生を受け入れた（Vuilletet, 2005 : 128）。また、

しかしながら、地域の留学生受入れ活動への参加は、地域に適した受入れや地域間の競争を促し魅力向上が期待される半面、既に多様な当事者が更に増え、留学生の受入れが更に複雑になる可能性も否定できないことが懸念されている（Vuilletet, 2005 : 127）。

6. 留学の動機、留学生の学習状況、留学後の動向

(1) フランスへの留学の動機

フランスの大学等に留学する動機は多様であり、一様に語ることは不可能である。一般に、教育・研究の内容、学位の有効性、経費（学費・生活費）、支援措置（奨学金、宿舎等）、大学等の施設や受入れ体制、大学等の評判（ランキング）、言語、歴史・文化的背景、地理的条件等が複雑に絡んで留学に至る動機付けが行われるものと考えられる。

以下、出身国、学問両機、フランス国内の地理的条件について考察する。

ア 出身国と学問領域

歴史的にフランスへの留学生が多いのは現在も仏語を公用語とする旧植民地（保護領等を含む）諸国からであり、その多くはアフリカに位置している。2004年度現在、大学の留学生の半数以上はアフリカ出身者で（全103,709人）、国別で最も多いのはモロッコの27,023人で、次いでアルジェリア22,177人、チュニジア9,128人、セネガル8,565人であ

57 Centre Information et Documentation Jeunesse。青少年・スポーツ省によって1969年に設立された青少年向け情報提供機関。

58 奨学金は年1万ユーロで、うち800ユーロは国際大学都市に当該奨学金受給者受入れプログラムのための経費として支払われる。

り、いずれも旧植民地国等の出身者である。

これらの国の多くでは、現在でも教育に仏語が用いられ、また、フランスの教育制度に基づいて自国の制度が構築されていることが多いことから、フランスへの留学は容易である。また、フランスの大学への進学はエリートが歩むコースに位置付けられていることも多い。他方、これらの国では国内の高等教育機関が十分に整備されていないこともあって、多くの者が外国の大学に進学するに至っていると考えられる。

また、出身地域は履修する学問領域に大きな影響を与えている。例えば、マグレブ諸国⁵⁹出身者の多くは自然科学や保健といった理科系に多いのに対して、アメリカや欧州出身者では仏語や仏文学といった人文科学履修者が圧倒的多数を占める。

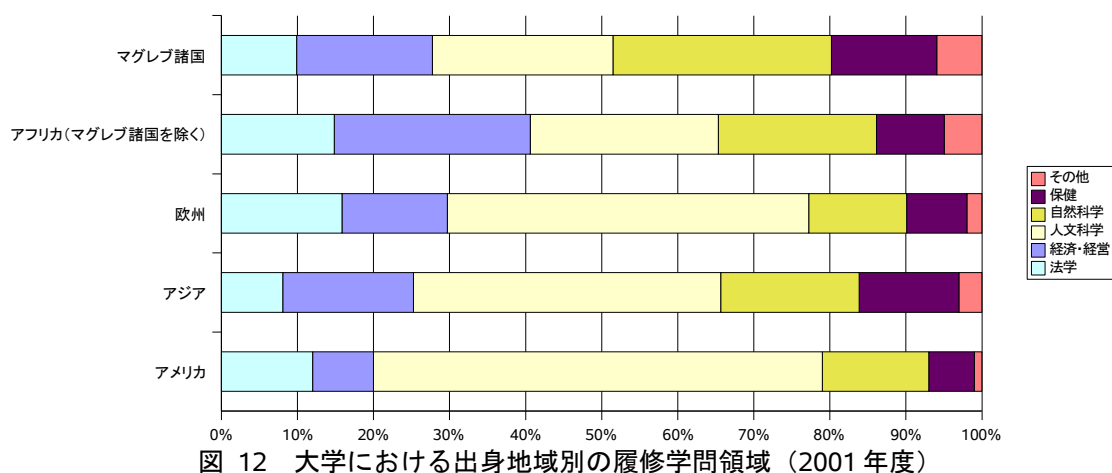


図 12 大学における出身地域別の履修学問領域（2001 年度）

出典：Coulon et Paivandi（2003：18）に基づいて作成

イ フランス国内の地理的条件

少なくとも建前上は平等に高等教育の機会が提供しているとされてるフランスの大学において、フランス内における留学生の地理的所在は極めて偏っている。大学への留学生の多くはパリ及びその周辺（クレティユ及びベルサイユ）に集中している（表 6）。同地域だけで、2001 年度現在で留学整数は 59,712 人であり、フランスの大学への全留学生の 37.4% を占めていた。

特にパリ市への集中度は高く、全国の大学への留学生の 2 割以上を受け入れている。特に、米国出身の学生の 3 割以上はパリの大学に在学していると言われる。パリ市は、留学生数で 2 位のクレティユ（10.4%）以下を大きく引き離し、イル＝ド＝フランス以外では、リヨン（5.4%）が第 4 位で初めて登場するにしか過ぎない。すなわち留学生の多くは、パリの大学、就中ソルボンヌ⁶⁰或いは都市としてのパリに魅力を感じていることが窺える。

59 アルジェリア、チュニジア、モロッコ、モーリタニアの 4 国。

60 かつてはパリ大学の別称であったソルボンヌは、現在では単一の大学としては存在せず、ラテン区に位置する複数の大学の総称となっている。

大学区	学生数	うち留学生	大学区内の留学生 の割合 (%)	全国の留学生に占 める割合 (%) *
パリ	193,563	32,703	16.9	20.5
クレティユ	79,716	16,659	20.9	10.4
ベルサイユ	87,859	10,350	11.8	6.5
リヨン	84,434	8,686	10.3	5.4
モンペリエ	62,308	8,224	13.2	5.2
エクス＝マルセイユ	73,607	7,722	10.5	4.8
ストラスブール	44,966	7,668	17.1	4.8
トゥルーズ	74,488	6,856	9.2	4.3
リル	91,962	6,692	7.3	4.2
グルノーブル	58,643	6,597	11.2	4.1
ボルドー	65,438	5,826	8.9	3.7
ナンシー・メス	52,873	5,673	10.7	3.6
ナント	54,778	4,081	7.5	2.6
レンヌ	65,870	4,016	6.1	4.7
ニース	35,246	3,932	11.2	2.5
オルレアン・トゥール	37,310	3,789	10.2	2.4
ポワティエ	30,055	3,207	10.7	2.0
クレールモン＝フェラン	26,239	2,545	9.7	1.6
アミアン	22,724	2,435	10.7	1.5
ルーアン	29,689	2,205	7.4	1.4
ブザンソン	21,781	2,090	9.6	1.3
カン	24,677	1,828	7.4	1.1
ランス	22,594	1,825	8.1	1.1
ディジョン	24,403	1,803	7.4	1.1
リモージュ	13,406	958	7.1	0.6
コルス	3,587	164	4.6	0.1
海外県	21,789	929	4.3	0.6
全体	1,404,014	159,463	11.4	100.0

表 6 大学区別留学生数とその割合（留学生の数の多い順）（2001 年度）

* 四捨五入のため合計は 100 にならない。

出典：DPD（2002）

半面、留学生が少ない大学区についても国際的に閉鎖的とは見なされておらず、専ら留学生の選択の結果であると受け止められている（Vuilletet, 2005 : 95-96）。実際、大学区毎に留学生の数と留学生が占める割合を対比させて見てみると（図 13）、ストラスブール大学区において留学生が占める割合は 17.4% であり、パリの 16.9% を上回り、クレティユ（20.9%）に次いで全国 2 位である。ストラスブールには欧州議会が置かれ、欧州における一中心地として位置付いていることが、多くの留学生を集めているものと推測できる。

逆に、留学生数では上位にあるフランス北部のリル大学区は全国平均（11.4%）を大幅に下回る7.3%に止まり、フランス西部のレンヌ大学区やナント大学区も相対的に低い値を示している。また、国際交流では活発とされるローヌ＝アルプに位置するリヨン大学区においても、多くの留学生を受け入れているものの、留学生の割合では全国平均を下回っている。

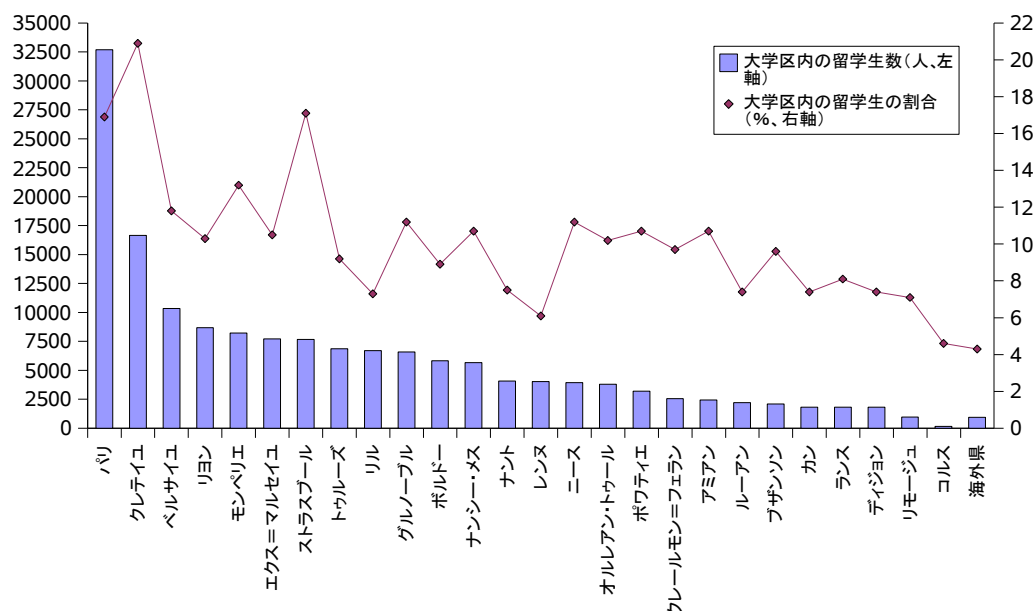


図 13 大学区別の留学整数と留学生が占める割合（2001 年度）

出典：表 6 に基づいて作成

（2）学習状況

言語問題や教育手法の違い等から、留学生が学習困難状況に陥る可能性は、フランス人学生と比較して高い。例えば、大学第一期における落第率は、フランス人学生に較べて 4 割高い（Vuilletet, 2005 : 130）。

留学生の学習困難については、一般的に入学者の審査に起因すると考えられており、入学後の学習支援については殆ど行われていない。この点は、フランス人学生についても同様であり、学習支援機能が大学等において貧弱であることは前述の通りである。

（3）留学後の進路

「卒業後の状況把握・支援」の項で述べた通り、留学後の進路を含めて卒業後の状況については十分に把握されていないのが現状である。

第Ⅲ部

その他の形態に関する基盤調査

III その他の形態に関する基盤調査

1. 外国大学等との連携

(1) 連携プログラムの展開

フランス国内における学生選抜や奨学金制度が望ましい留学生を入学させることに必ずしも成功していないとされる一方で、大学間の国際的協力はそういった学生を得るための有効な手段として認識されている（Vuilletet, 2005 : 136）。当該協力には、姉妹校提携(jumelage)、協力協定締結、共同学位制度(co-diplomation)、海外分校(antenne délocalisée)設置等が含まれる。

国外の高等教育機関等の連携によって受け入れる留学生は、一般に学力水準が高く、学習計画も明瞭であり、留学後に良好な成果を残す可能性が高い（Vuilletet, 2005 : 137）。このため、多くの大学が国際的な協力活動に取り組んでいる。例えば、パリ第一大学は150余の外国大学と提携を結んでおり、国内の理工科学院(École polytechnique)及びパリ政治学院（シアンス＝ポ）、米国のコロンビア大学との連携プログラムである「アリアンス(Alliance)」、2年間外国の大学で法学や史学等についての基礎を学んだ上で更に2年間でパリ第一大学で学んで修了者に両大学の共同学位が授与される「国際統合メトリーズ」等のプログラムを展開している。

(2) 連携への支援

上記に示した大学間の連携プログラムを推進するため、フランス政府は積極的に外国政府との間で、学位・学修経験についての相互承認の包括的な取決を締結してきている。2003年9月には、フランスのリュック・フェリ国民教育大臣と中国の周済教育部長間で取決が締結された。日本とフランスとの間では、この種の取決は締結されていないが⁶¹、日仏共同博士課程に関する協定が2002年9月に調印され、翌2003年から発足した。

(3) ネットワークを活用した連携

インターネットを活用した教育提供の場として、「デジタル・キャンパス(campus numérique)」設立支援が、国民教育省によって2000年から行われている。デジタル・キャンパスは、大学等がコンソーシアムを組織して、共同で提供するものであるが、多くのコンソーシアムには外国の高等教育機関が加わっている。2003年4月現在、82大学を含む400近くの教育機関等の参加を得てデジタル・キャンパスが運営されているが、これらのうち68%が国外の協力機関の参加を得ており、また、全体の9%は協力機関は国外の機関である（大場, 2004b : 181-182）。参加機関の内訳は表7の通りであり、国外の大学からは、欧州内の大学及び仏語圏の大学（両者は重なる場合がある）からの協力が多い。

61 未締結であるものの、筆者がCIEPを訪問した際に、ENIC-NARIC担当者から日本と同様の取決を締結することを希望している意向が表明された。

高等教育機関	
□ 大学 (INP を含む)	82
□ IUFM.....	29
□ その他の高等教育機関.....	22
協力機関	
□ 国立遠隔教育センター(CNED)の参加するデジタル・キャンパス	19
□ 企業.....	50
□ 団体(association).....	48
国外	
□ 大学.....	45 (27 国)
うち欧州内の大学.....	21
うち仏語圏の大学.....	21

表 7 デジタル・キャンパスの参加機関 (2003 年)

出典：大場 (2004b : 182)

デジタル・キャンパスにおける外国の高等教育機関との連携はフランス国内の大学の発意によるものであるが、政府間での合意に基づく連携も認められる。例えば、2003 年 4 月、インドとの間に、サイバー大学の設立についての合意が行われた。この合意は、1999 年の国民教育省の公式インド訪問の際に合意に至ったものである (Aoun et al., 2002 : 1)。

2. 国外分校・拠点の展開

高等教育機関の国外展開(délocalisation)については、国民教育省はこれを推進していないことは既に述べた通りである。先に引用したパリ第四大学のアラブ首長国連邦進出の例のように、既に数多くの大学等が国外に展開しているが、その総体については調査が行われておらず、政府やその他の関係機関においても把握されていない。

国外展開については各機関の自発性に任されており、その際には国内の大学等と受入れ国の関係機関との個人的・偶発的繋がりに依拠することが多いと言われる。また、国民教育省は積極的ではないものの、外務省 (在外公館を含む) やエデュフランスにはこれを推進すべきと主張する者もあり、大学等と受入れ国関係機関との連携推進の一翼を担うこともある。

3. フランス内における外国大学等の設置状況等

大学は全て国立であり、日本と異なって、地方公共団体立の公立大学⁶²や私立大学は存在しない。したがって、外国の大学がフランス国内にキャンパスを設けても大学としての地位を得ることはない。

現在、在仏アメリカ人を対象とした米国の高等教育機関、主としてフランス人を対象とした外国系のビジネス・スクールなどが存在しているが、いずれも小規模であり、また、学費も高く、高等教育機関としては極めて例外的存在に止まっている。また、これらの機関は政府の認証等の対象とはなっていないので、国においてその設置状況は把握されていない。

⁶² 一般に欧州で「公立大学(université publique/public university)」と言う場合は、連邦制を採るドイツ等を除いて国立の大学を意味する。

4. 研究者の交流

本稿は主として留学生に係る諸政策や基盤について記述してきたが、最後に、研究者交流について若干の言及をしておきたい。本項で取り上げるのは、研究者交流プログラムの例と大学・研究機関における外国人研究者の採用状況である。

研究者の交流を推進するプログラムは数多い。一例を挙げれば、数多くの二箇国間研究プロジェクトを推進している共同研究計画(*Programme d'actions intégrées : PAI*)が挙げられる(下記別掲)。

共同研究計画(*Programme d'actions intégrées : PAI*)

PAIは、1990年代初めから、国民教育省の協力を得て外務省が資金供与・実施しているプログラムである。フランスと外国の二つの研究チームが共同して提案し⁶³、それぞれの国の実施責任機関の審査を経た上で、共同研究への支援が行われるものである。PAIの支援対象は、共同研究計画のうち国際交流にかかる部分のみで、支援期間は原則として2年である。対象となる研究機関は、大学附設の研究機関、国公立の研究機関、民間企業の研究機関で、支援内容には若手研究者(博士候補者)の育成が含まれる。PAI実施に関しての実務の大半はÉgideに委ねられている。

2003年現在、2,500件の共同研究がPAIによって実施され、同年の予算は18.5百万ユーロで、約10,000人(フランス人及び外国人)の国際移動を可能とした。例えば、フランスとモロッコとの間では、1983年から2000年にかけて、1,250件の博士論文が審査を通った。この数は1件について3博士論文に該当する。

(出典: Égide, 2003)

また、大学・研究機関の外国人研究者の数は表8にある通りである。大学では不明が多いが、少なくとも5.4%は外国人である。この数値は、日本の国公立大学における外国人教員(本務者)の割合である3.4%(158,770人中5,430人)を大幅に上回っている。フランスの外国人研究者を表8の区分に従って出身地別に見ると、大学ではアフリカ人が多く、続いて欧州連合出身者が次いで多い。研究機関ではEPIC、EPSTとも欧州連合が多数を占め、他の欧州まで入れると、大学を含めて、欧州出身者が多数を占める。半面、北アメリカは大学、EPICにおいて少なく、交流先に偏りがあることが見て取れる。

63 2004年からは試行段階の措置として3チームでも可能となった。

		大学	EPIC*	EPST**	合計
フランス人		49,484	11,071	19,805	80,374
外国人		3,502	295	2,775	6,572
不明		11,296	67	193	11,556
合計		11,296	11,433	22,773	98,502
外国人研究者	外国人の割合 (内訳)	5.4%	2.6%	12.2	6.7%
	欧州連合	32.8%	64.1%	43.5%	38.7%
	欧州連合以外の欧州	13.3%	14.6%	19.2%	15.9%
	北米	4.2%	4.7%	15.0%	8.8%
	南米	5.7%	2.4%	1.6%	3.8%
	アフリカ	33.9%	8.1%	9.2%	22.3%
	アジア	9.6%	3.1%	10.1%	9.5%
	その他	0.4%	3.1%	1.4%	0.9%

表 8 大学・研究機関の外国人研究者数とその内訳

*産業的・商業的性格を有する公的機関（国立宇宙研究センター、フランス海洋開発研究所等）

**科学技術的性格を有する公的機関（CNRS、INSERM、国立農業研究所等）

出典：Groupe de projet Saraswati（2005：129）

第IV部

日本への示唆

IV 日本への示唆

フランスの高等教育と日本のそれを比較した場合、例えば、前者においては大学は全て国立であるのに対して、後者は国立は少数で私立が大学数・学生数において多数を占めるといった大きな相違が認められる。また、フランスでは、社会的評価の点において大学の上にグランド・ゼコルが位置付くという他国では類例がない特徴も認められる。

他方、教育プログラムの在り方についても、フランスの大学では定期的に国による認証(habilitation)を受けなければならないのに対して⁶⁴、日本の大学では学科等が設立された後は殆ど国の関与がないことも大きな違いである⁶⁵。また、留学生政策に関しては、フランスでは仏語の普及が重要な要素となっていることも日本には無い特徴と言えよう。

しかしながら、両国とも進学率が約5割であり、トロウの言うところのマス高等教育からユニバーサル高等教育への移行の前後の段階にあり、高等教育の大衆化・ユニバーサル化という点では同じような状況に置かれている。また、近年、大学が社会経済の一端を担う活動体として位置付けられ、政府行財政改革の中で説明責任が求められている状況は、フランスも日本も変わらない。

他方、高等教育の国際化に関連しても、社会経済の国際化・世界化の中で、高等教育機関が世界的な高等教育機関の枠組に組み込まれざるを得ず、高等教育機関の魅力を維持向上するため、その質が問われる状況も同様である。特に、国内の科学技術活動等に従事する人材確保の観点から、留学生政策や教員の流動性に関する政策を立案しなければならない点は両国共通であろう。

本稿では詳細には立ち入らないが、上記のような共通点を両国が有していることに鑑みれば、フランスの国会や政府、同関連機関等が作成した各種報告書に盛り込まれた提言は我が国にとっても参考となろう。例えば、サラスバティ報告書が結論で述べるように、高等教育国際化が一国の社会経済の在り方を決定する重要な要素の一つであることに鑑み、「国は、優先順位付けられた目標に基づいて、魅力や国際流動性に関する整合性のある戦略的政策を立案すべきである」とし、政府が採るべき六つの方策を示したが(前述)、このような提言は、両国間に存在する差異を超えて、日本の高等教育にとっても有意義であるかもしれない。

また、いずれの報告書でも指摘されているが、高等教育国際化は社会経済全体に関わる問題であり、大学等、国の諸機関、関連機関、地方高等教育団体等が連携を図りつつ、整合的にその推進を図っていく必要がある。その点、日本においては、大学設置者が多様であり、また、政府内部での省庁間の調整が容易ではなく、他方、近年の高等教育に関する規制緩和や大学間の競争の推進の結果、整合的に高等教育国際化政策を推進していくのが難しい状況が認められる。例えば、フランスの学生国際流動性推進審議会のように、関係諸機関や有識者が集まって関連政策について提言を行う機関が日本にも置くことも一考に値するであろう。

64 認証制度については、大場淳(2005)「フランスのバカロレアと高等教育の質保証に関する一考察」 広島大学高等教育研究開発センター編『高等教育の質保証に関する国際比較研究(COE研究シリーズ16) 69-94.を参照。

65 最近日本で導入された認証評価制度は大学全体を対象とするものであり、かつ事後的な評価であるので、フランスの認証制度とは大きく異なる。

最後に、留学生受入れに関して留意すべきと思われる点を簡単に述べたい。留学生受入れに係る課題として、フランスでは、手続簡素化、住居確保、優秀な学生の確保、出身国の多様化、学修経験の正確な認証、大学生活や社会生活への溶け込み等が課題とされる。日本の大学への留学の場合、学費の確保が重要な課題となることを別にすれば、フランスにおいて指摘される諸課題は我が国においても共通する課題であろう。これらの諸課題については既に本稿で縷々述べたように様々な方策が試みられており、統一窓口のように一定の効果を挙げているものも見られる。また、留学生が、必ずしも大学等の教育内容で留学先を選ぶのではなく、所在する地域が大きな要因となっていることも見た。

同国の経験や直面する課題の分析は、我が国において留学生受入れ改善を図る上で参考となるであろう。

参考文献

- Aoun A., Masmoudi M., Platel B. et Plantec J.-Y. (2002) *e-m@ths et la Cyber-Université Franco-Indienne : un exemple de co-opération en contexte international*. Document présenté à TICE 2002 Lyon 13-15 novembre.
- Attali J. et al. (1998) *Pour un modèle européen d'enseignement supérieur*. Ministère de l'Éducation nationale, de la Recherche et de la Technologie.
- Coulon A. et Paivandi S. (2003) *Les étudiants étrangers en France : l'état des savoirs*. Observatoire de la Vie étudiante, Paris.
- Allègre C. et Hubert V. (1998) *Création de l'agence Edufrance*. Conférence de presse du 6 novembre, Ministère de l'Éducation, Paris.
- Cariot B. (2003) *Quel avenir pour l'enseignement français à l'étranger*. Conseil économique et social [CES], Paris.
- Cerisier-ben Guiga M. et Blanc J. (2005) *Rapport d'information fait au nom de la Commission des affaires étrangère, de la défense et des forces armées sur l'accueil des étudiants étrangers en France*. Sénat, Paris.
- Cohen É. (2001) *Un plan d'action pour améliorer l'accueil des étudiants étrangers en France : diagnostic et propositions*. Rapport au Ministre de l'Éducation nationale et au Ministre des Affaires étrangères, MEN/MAE, Paris.
- Conseil national pour le développement de la mobilité internationale en France [CNDMIE] (2004) *Stratégies de développement de la mobilité internationale des étudiants et attractivité de l'enseignement supérieur français*. Ministère de l'Éducation nationale, Paris.
- Direction de l'Évaluation et de la Prospective [DEP] (2004) *Les étudiants étrangers en France*. note d'information 04-23, MEN, Paris.
- Direction de la Programmation et du Développement [DPD] (2002) *Les étudiants étrangers à l'université: la reprise de la croissance*. Note d'information 02.59, MEN, Paris.
- EduFrance (2005a) Les procédures de candidature d'un étudiant étranger dans les universités françaises : un parcours parfois difficile. *les notes d'EduFrance* no.1 - septembre 2005 1-4.
- EduFrance (2005b) Les agences de promotion de l'enseignement supérieur : comparaison entre trois pays européens. *les notes d'EduFrance* no.2 - novembre 1-4.
- EduFrance (2006) *Study in France - Programs taught in English*. Auteur, Paris.
- Égide (2003) Les programmes d'actions intégrées en pleine évolution. *Lettre d'Égide* no 32.
- Groupe de projet Saraswati (2005) *Étudiants et chercheurs à l'horizon 2020 : Enjeux de la mobilité internationale et de l'attractivité de la France*. Commissariat général du Plan, Paris.
- Ministère de l'Éducation nationale [MEN] (2005) *Rapport d'activité 2003-2004 - La politique de la jeunesse et de l'Éducation nationale*. Auteur, Paris.
- Ministère de l'Éducation nationale [MEN] (série) *RERS – Références statistiques sur les enseignements, la formation et la recherche*. Auteur, Paris.
- Bauer M (2002) « titre à vérifier » Lettre de l'Égide no27 juillet, Paris.
- Teissier C., Theulière M. et Tomasi M. (2004) *Les étudiants étrangers en France*. Dossier 153, Ministère de l'Éducation nationale, Paris.
- Vuilletet G. (2005) *Comparaison internationale des politiques d'accueil des étudiants étrangers : Quelle finalité? Quels moyens?* Conseil économique et social [CES], Paris.
- 大場淳(2004a)「フランスの大学における「学力低下」問題とその対応」広島大学大学院教育学研究科紀要第三部/第52号、371-380.

大場淳(2004b)「フランスの大学における組織改革と連携の推進」『高等教育システムにおけるガバナンスと組織の変容』(COE 研究シリーズ 8)、広島大学高等教育研究開発センター、165-194.

大場淳(2005a)「欧州高等教育圏創設とフランスの対応—新しい学位構造(LMD)の導入を巡って—」大学論集第 35 集、171-192.

大場淳(2005b)「フランスのバカロレアと高等教育の質保証に関する一考察」『高等教育の質保証に関する国際比較研究』(COE 研究シリーズ 16)、広島大学高等教育研究開発センター、69-94.

大場淳(2006a)「フランスにおける大学自治—2003 年の高等教育自治法(大学改革法)案を巡って—」大学論集第 36 集(印刷中)

大場淳(2006b)「フランスにおける大学教育の職業化(professionnalisation)とその有効性」広島大学大学院教育学研究科紀要第三部(教育人間科学関連領域)第 53 号、385-394.

後記

大場 淳

この報告書を作成するため、平成 17 年 3 月にフランスにおいて訪問調査を行った。この調査の間にインタビューを行った者は以下の通りである（姓の五十音順、敬称略）。情報を提供いただいたことについて、この場を借りて御礼を申し上げたい。なお、下記一覧には含まれていないが、本報告書作成に当たってメールにて情報を提供していただいた者があることにも付言するとともに、御礼を申し上げたい。

【国民教育省】

- マルク・メルカ（国際交流・協力局アジア・オセアニア課長）
- ティエリ・マラン（国民教育研究行政総視学官）

【外務省】

- ドニ・セニユール（国際協力開発総局大学協力室長）
- パトリック・フランジュ（国際協力開発総局大学協力・職業教育課次長）
- マリ＝クロード・ルノー＝ギュバンディ（科学・大学協力局学生流動性室長）

【エデュフランス】

- ティエリ・オードリック（所長）

【Égide】

- ベルナール・シュルピス（開発部長）

【CNOUS】

- マルク・サンドラン（国際部アジア・アメリカ・パシフィック室長）
- フレデリック・ダール（国際部研修・文化・エデュフランス・FSP 室長）
- ファビエンヌ・フェラニユ（国際部アジア・アメリカ・パシフィック専門官）
- ジャン＝パール・ルムガス（国際部長）

【国際教育研究センター(CIEP)】

- アントワネット・ザバルディ（渉外室次長）
- クリスティンヌ・タリアント（言語部評価・認証室長）
- ・プレボ（所長）
- フランソワーズ・プロフィ（ENIC-NARIC フランス責任者）
- ブリュノ・メグル（言語部評価・認証室事業係長）

【首相府戦略分析センター（旧事務総局計画総庁(Le Plan)）】

- モハメド・アルフィ（調査官）
- クロード・マティユ（学術顧問）

【学生国際流動性推進審議会(CNDMIE)】

- エリ・コエン（議長（国民教育省国際交流・協力代表部顧問））

【高等教育研究者】

- マリ＝フランソワーズ・ファブ＝ボネ（パリ第 10 大学教育学 UFR 教授）

- クリスティンヌ・ミュスラン（組織社会学研究所高等教育研究部長）